

18 世紀ロンドン貿易商の家族史

— ファン・ネック家の事例にみる文化の境界と社会的結合 —*

坂 本 優 一 郎

1. はじめに — 史料と問題の所在 —
 - 1-1. ヘラルトの死去
 - 1-2. 文化相渉と社会的な結びつき
 - 1-3. 視角と問題
2. 遺言状と文化相渉
 - 2-1. ロンドンへ
 - 2-2. ヘラルトの遺言状
 - 2-3. 遺言状にみる社会的な結合と心性
3. ビジネス文化と社会的結合の重層性
 - 3-1. 遺言状の限界
 - 3-2. ビジネスにおける結びつきのありかた
 - 3-3. フランスとのつながり
 - 3-4. 重層的な社会的結合
4. 家族にみる文化の変容
 - 4-1. 家族と教育
 - 4-2. ウォルポール家と娘たち
 - 4-3. ヨシュアの活動
 - 4-4. ヨシュアの息子たち
5. おわりに

1. は じ め に — 史料と問題の所在 —

1-1. ヘラルトの死去

1750年9月、当時のイギリスを代表する総合月刊雑誌『ジェントルマンズ・マガジン』に、1通の遺言状が掲載された¹⁾。遺言の主は名をヘラルトといい、およそ30年前にロッテルダムからロンドンへわたってきた人物である。同じ号の死亡者欄はこう伝えている。

8月17日の物故者。ヘラルト・ファン・ネック， エスクワイア。高名なマーチャントにして、抜きんできた人格の持ち主²⁾。

ジェントルマン必読のこの高級誌が、一介のマーチャントの遺言状を2ページにわたって紹介するのは、きわめて異例なことであった。それまでの20年におよぶ同誌の歴史をみても前例はない。死亡欄の記事は、さらにこう続けている。

24万ポンドもの財産は、そのうち10万ポンドが弟に遺贈されたほか、親類、友人、チャリティに配分された。

貴族の平均的な年収がおよそ5,000～10,000ポンドだったこの時代、ヘラルトの遺産はその約24～50倍に相当した。これほどの遺産であれば、だれがどれだけ相続するのか、世間の耳目を引きつけるじゅうぶんな魅力をもっていたであろう。そんな読者の好奇心を先読みするかのようになり、遺言状を紹介する記事は相続者名とその額を細大漏らさず伝えている。

じっさい、ヘラルトの遺言状は関心を集めた。『ジェントルマンズ・マガジン』は冒頭に挙げた記事に加え、さらに紙幅を費やして「解説記事」まで展開し、これだけの財産を遺した人物の素顔に迫っている³⁾。そのライヴァル誌である『ロンドン・マガジン』でも、ほぼ同内容の記事が同じような扱いを受けている⁴⁾。また、『省察 道徳心とそのひととなり。故ヘラルト・ファン・ネックの遺言』と題する匿名の小冊子の刊行もみた。この30ページのパンフレットは、ヘラルトの巨額の遺産をプロテスタントの善行の結晶ととらえ、かれの人徳を宗教的な立場から称揚するものであった⁵⁾。かのホーレス・ウォルポールもまた友人モンタギューへ宛てた私信で遺言の内容に触れている⁶⁾。

ヘラルトの遺言状は好奇心と信仰心から注目された。しかし、その価値は当時の人びとの好奇心のみに供されるにとどまるものではない。われわれにとってもまた、興味深い内容を伝えるものとなっている。これを手がかりに、近世ヨーロッパ商業資本主義の頂点に登りつめた、ひとりの貿易商の社会的な結びつきや心性に迫ることができるからである。

1-2. 遺言状と社会的な結びつき

ある個人の社会的紐帯やその質をつぶさにとらえることは、よほど包括的な史料が存在しないかぎりむずかしい。とりわけ18世紀中頃にロンドンで活躍した上層貿易商については、名譽革命期と比較して史料状況がよくなく、そのような恵まれたケースは例外に属する⁷⁾。オランダからわたってきた貿易商、それもヨーロッパ商業社会の最上層部に位置したひと握りの貿易商ともなれば、実態にたどりつく可能性はいっそう低くなる。ヘラルトについても、かれの

私生活をうかがわせる史料は現在、ほとんど手にすることができない。それゆえ、この遺言状が唯一の手がかりとなる⁸⁾。幸運なことに、かれが指示した遺贈先は73ヵ所にのぼる。しかも、通常、ほとんどの遺言書では家族や親類が遺贈先の大部分を占めるが、ヘラルトのばあいは遺贈先の多くが親族以外の人びとで占められているのだ。ここから富裕な貿易商の日常的な社会関係の一端を探り出せないだろうか。

ヘラルトの社会的結合や心性を探ることに、どのような意味があるのだろうか。それは以下に述べるような近世という時代、とりわけ18世紀という時代を理解するうえで、ヘラルトのような大貿易商の活動はひとつの手がかりとなるからであり、その活動条件に迫るには、貿易商個人の社会的結合のありかたをとらえる必要があると考えるからである。

ヘラルトがロンドンへわたったのは、フランスではナントの勅令廃止（1685年）、イングランドでは名誉革命（1688年）を口火として、カトリシズムとプロテスタンティズムとの対抗がまたもや先鋭化し、宗教や政治をめぐる問題が国内的にも国際的にも再燃しつつあった時期にあたる。また、当時の最先進国オランダが誇った経済的な優勢がしだいに失われはじめ、新興の島国イングランドと大陸の超大国フランスの両国が、当時劇的に成長しつつあった植民地貿易をめぐる争奪戦を繰りひろげ始めた時期でもあった。宗教と経済をめぐる、英仏をはじめとする西欧の各国は、百年以上にもわたる断続的な戦争状態に陥ることになる。戦費は空前の規模に達し、各国の財政は極度に肥大化した。本格的な「公債依存型」の国家財政システムが誕生したのは、こうした状況に対応するためだった⁹⁾。国家による資金需要の増大にこたえたのは、アムステルダムを中心としロンドンやパリにまでおよぶ資本市場にほかならない¹⁰⁾。資本の国際移動は有史いらい最大規模に達し、金融取引をあつかうヒトもまた、カネの流れとともに各地に移動したのである。

こうしたなか、多くの人びとが大陸からイギリスへと移動した。新たな経済機会を求める金融取引の技術に長けたオランダの人びとや¹¹⁾、宗教的・政治的迫害から逃れるためフランスやドイツから脱出したプロテスタント¹²⁾、あるいはイベリア半島から流れてきたセファルディム系ユダヤ教徒などが¹³⁾、陸続とロンドンにわたってきた。多様な背景をもつ多様な人びとが多様なかたちで交差することによって、ロンドンを舞台に文化をめぐる差異が個人や集団の心性に作りあげられていった。文化の境界はゆらぎ、消滅し、あるいはより鮮明に作られたのである。こうした文化の相渉や連関は、個人の社会的な結びつきや心性に大きな刻印を残したにちがいない。ヘラルト・ファン・ネックもまたロンドンに移動することによって文化の相渉や連関を経験し、大きな影響を受けたひとりにほかならない。逆に言えば、文化の相渉という経験は、かれの社会的結合や心性をとらえる導きの糸となるだろう。

1-3. 視角と問題

ヘラルトのような貿易商の実態については、個別の貿易商の家族史や経営史のほか、プロソポグラフィ研究、「コス（ズ）モポリタンの」な経済活動、宗派抗争を契機に国境を越えて出現した「プロテスタント・インターナショナル」にもとづく商人ネットワーク、「外国人」貿易商・金融業者の移住先への「同化」などが俎上に乗せられてきた¹⁴⁾。しかし、これらのアプローチにはそれぞれ、貿易商の多様な活動が明らかにされる利点とともに、手法そのものに内在する弱点があると思われる。

ひとつに視角の問題がある。個人の活動には、家庭における活動、日常生活における社会的な活動、ビジネスや政治領域における活動といったように、いうまでもなくさまざまな側面があり、それらは相互に影響をおよぼす。しかし、研究上、それらの個々の局面が別個に精査されることはあっても、それらを総合することはあまり試みられてこなかった。たとえば、近世ヨーロッパ貿易商のコスモポリタン性はもっぱらビジネスの形態から規定されてきた。しかし、日常の私的な活動やかれらの心性との関係を問うことによって、経営の実態をたどるだけではたどりつけない、はるかに陰影に富む近世ヨーロッパ貿易商像が得られるのではないだろうか。近世最末期における貿易商のコスモポリタンなビジネス文化を成り立たせた前提条件は、さまざまなレベルの活動を総合する視角から浮かびあがるであろう¹⁵⁾。

もうひとつは、文化の本質主義的なとらえかた、すなわち文化的な差異が本質的に存在することを議論の前提に据えてしまう問題である。たとえば「同化」を論じるばあい、文化がそれを分析する研究者によって当該人物の出身先や移住先のナショナルリティに属性としてあらかじめ固定＝固定＝純粋化されがちだ。このようなアプローチでは、問題設定した時点で結論がなればア・プリオリに決定されてしまう。また、貿易商のコスモポリタン性に注目する議論でも、結局、「無国籍」や「世界市民」という名の本質性が想定されてしまい、その結果、ほとんどの結論があらかじめ用意されたコスモポリタンということばに自己言及的に回収・還元される。ナショナルリティにしる、コスモポリタンにしる、その内実を構成するのは純粹無垢で本質的な文化ではない。文化の構成要素が多様である以上、それが構成される契機とそのありかたが問われるべきであろう。

この小論では個人の空間移動に注目し、それに付随して起きた文化の相渉や連関が、いかなるかたちで個人に文化の差異をもたらすのか、さらには文化の差異が個人の活動をどのように規定しているのかを探る。そこで重要なのは、あらかじめ「境界」が存在することを指し、それを「越境」することによって文化の相互交渉が発生する、とはしないことである。個人と個人の相渉の結果、はじめて差異が「つくられ」、それと同時に境界が形成されて、文化が認識、あるいは創造されるにいたると考えたい。文化の本質的な差異が存在しない以上、本質的な「境界」もまた存在しない。それゆえ文化相渉とは、個人間の相渉の結果として文化の境界

が定義され、差異として認識される行為・現象となる。文化の本質的な境界や差異が存在すると考えるかぎり、文化をナショナリティに「同化」させたり、ア・プリオリな議論に終始したりする弊を打破することは難しい。

ヘラルト・ファン・ネックの遺言に文化の境界を見いだすことは可能なのであろうか。そこに文化の差異や境界があらわれているとすれば、それはいかなるものであろうか。文化の相渉や連関の局面をてがかりに、オランダからロンドンに移動したマーチャントの心性や、かれの家族の社会的な結びつきを明らかにする。そこから浮かび上がるひとりの貿易商の重層的な心性のありかたや社会的な結びつきから、ビジネス活動の文化的な前提条件に迫りたい。のちに近世ヨーロッパ資本主義の頂点に登りつめるヘラルトとその家族の経験は、ロンドンという場の特性や近世という時代、とりわけ 18 世紀という時代がもった意味、さらには空間の移動に伴う文化相渉・連関の諸相を如実に映し出すことであろう。

2. 遺言状と文化相渉

2-1. ロンドンへ

ファン・ネック家は、オランダ・ロッテルダムに中世以来 3 世紀もつづいた、官職を保有するいわゆる「都市貴族」の家系である。ヘラルトとヨシュアの父コーネリアス・ファン・ネックは、オランダ総督ヴィレム三世の陸軍主計長官をつとめた有力者であった¹⁶⁾。1688 年のイギリス名誉革命では、コーネリアスは総督にしたがってイングランドにわたっている。しかしかれはイギリスには定住せず、総督ヴィレム三世がウィリアム三世としてイギリス国王に即位したのち帰国し、その後は必要に応じて幾度か渡英するにとどまったようである。

コーネリアスは妻アンナ・ド・フロフとのあいだに 6 男 1 女をもうけた。長男ヘラルトと次男ヨシュアのふたりを除いた男子 4 名のうち、エイブラハムはホラント州司法長官に、ランバートはホラント州のベンショナリに、ヴィレムはマーストリヒト大学教授に、ヤコブはハーグ市長に就いている¹⁷⁾。唯一の女子キャサリンも含めて、かれらはすべてオランダに残った。かれらはオランダ社会の上層部に位置し、比較的安定した生活を送ったものと考えられる。

コーネリアスの長男ヘラルト・ファン・ネックは、名誉革命後の 1692 年にハーグで生まれた。かれは 1718 年、26 歳でロンドンへわたり、2 年後の 1720 年にはイギリス国籍を取得している¹⁸⁾。いっぽう、弟のヨシュア・ファン・ネックは 1702 年におなじくハーグで生まれた¹⁹⁾。かれは 1722 年にオランダからロンドンの兄のもとへ赴き、兄が経営する貿易商会の社員 (アシスタント) として事業に参加している。ほどなくしてヘラルトは、ヨシュアを共同経営者 (パートナー) に昇格させ、「Gerard & Joshua van Neck & co.」を設立し、「ジェネラル・マーチャント」として海外貿易業を展開した。

1732年、弟のヨシュアはマリアンヌ（メアリ・アン）・ドビューズと結婚した²⁰⁾。彼女の祖父は、ナントの勅令の廃止によってフランス中西部のポアトゥーからロンドンへ避難してきたユグノーである。マリアンヌの父ステファン・ドビューズは、ロンドンのユグノーのなかでもひじょうに富裕で有力な人物であった²¹⁾。なお、ヨシュアは結婚の翌年、1733年にイギリス国籍を取得している。

兄のヘラルトは2度結婚しているが、再婚相手はユグノーのなかでも最富裕層に属したサー・ドゥニ・デュトリーの寡婦であった。彼女の父イラリ・ルヌーもまた、ナントの勅令廃止によって、イギリスに逃れてきたボルドーの貿易商である²²⁾。

ヘラルトとヨシュアの兄弟はそろって、オランダ人ではなく、ユグノーの女性を妻として迎えた。これはけっして偶然ではない。たしかに当時のロンドンでは、オランダ人とユグノーとの通婚は頻繁にあった。双方がプロテスタントであったため宗教的な障壁が低かったことや、ビジネスの安定・成長手段として結婚が積極的に利用されていたことが、理由として挙げられる²³⁾。しかしそのいずれも、ヘラルトとヨシュアの妻がオランダ人やイギリス人ではなくユグノーであることを積極的に説明していない。それを理解するためには、視野を通婚という現象のみに限定すべきではない。あくまで、ヘラルトの社会的な結びつきの総体に、ユグノーとの通婚を位置づけることが必要であろう。ここでわれわれは、ヘラルトの遺言状をひもとかなければならない。

2-2. ヘラルトの遺言状

神の名において。アーメン。

わたくしこと、マーチャントにしてロンドンに居住するヘラルト・ファン・ネックは、虚心坦懐にわが人生を振り返り、以下のように最後の遺言をしたため、ここに定める。なによりもまず、わが魂を全知全能なる神に委ね、加うるに、祝福されたるわれらが救い主イエス・キリストの思し召しによって、われを救い賜らんことを。願わくは、ここに指名するわが遺言の執行人たちが、みずからの意志によって自由に差配せんことを。ただし、いたずらに華美にはなるなかれ。

わが財産は、つぎに述べるとおりに分配すべし。

われは、准男爵サー・マシュー・デカーと、わが弟ヨシュア・ファン・ネックの両人を、わが遺言の執行人に指名し、ここに任ずる。

わが遺言執行人が、以下に述べる遺産の分配に、いましばらくの時間を要すると思料したるときは、わが遺言執行人には、わが死の翌月から十二ヵ月の時間を与えん。ただし、

なによりもまず、わが負債とわが葬儀の費用のすべてを、すみやかに支払うべし。

東インド会社へ。会社の病院のために	200 ポンド
ロンドンはオースティン・フライアにあるオランダ人教会の執事へ 教会の貧しき者のために	250 ポンド
同教会の修繕と維持のために	750 ポンド
同教会のふたりの聖職者へ	200 ポンド
スレッドニードル・ストリートにあるフランス人教会の 4 人の聖職者へ	100 ポンド（以下略） ²⁴⁾

ヘラルトは 1750 年 8 月 17 日、58 歳で死去した。かれの遺言状は 1748 年 10 月 25 日に作成され、その後かれの死にいたるまで状況の変化により若干の修正が加えられている。遺言状は 1750 年 8 月 31 日にロンドンで、ふたりの遺言執行人の宣誓のもと、カンタベリ検認裁判所から検認を受けた。かれの遺言状にはじつに 73 にものぼる遺贈先が金額とともに明記されている（表 1）。これらの遺贈先は、A「教会・病院関係」、B「親族関係」、C「友人関係①」、D「友人関係②」、E「その他」と、5 つのグループに大別できる。これはヘラルトが遺言状で示した遺贈者のグループ分けおよび、その記述の順序に従ったものである²⁵⁾。

「グループ A」は宗教・チャリティ色が濃い遺贈先から構成される。このグループに含まれる計 16 の遺贈先のうち、病院は 5 ヶ所、教会が 6 ヶ所、聖職者が 5 ヶ所である。そのうちオランダにかかわるものは 4 ヶ所、フランス（ユグノー）が 4 ヶ所、イングランドが 6 ヶ所ある。遺贈額をみると、オランダ人教会には計 1,200 ポンドを遺贈しているのに対して、フランス人教会へは 650 ポンドにとどまっている。イギリス国教会にいたっては、ヘラルトの私邸があったパトニ教区の教区教会の牧師にわずか 30 ポンドが贈られているにすぎない。つまり「グループ A」では、オランダ人教会に遺贈の重点が置かれたといえる。しかし、フランス人教会にフランス人病院への遺贈額を加えると計 850 ポンドになり、ユグノーとの結びつきの深さもうかがえる。遺言状でみるかぎり、ヘラルトの心性はあくまで非国教会系プロテスタント、すなわちディセンターとしてのそれであって、イギリス国教会には向いていなかったといえる。

「グループ B」はすべてヘラルトの弟と妹である。そのうち、すでに他界している者については、その子どもに遺贈がおこなわれている²⁶⁾。ひとりあたり 1 万ポンドの計 8 万ポンドで、遺産全体の 3 割にもおよぶ。「グループ B」が遺産全額に占める割合は、5 つのグループでもっとも大きい。

ひじょうに親しかった友人やその妻・寡婦は「グループ C」に列挙されている。その筆頭に挙げられたのは、遺言執行人にも指名されたサー・マシュー・デカーとその妻の計 600 ポンド

人 文 学 報

表1 ヘラルト・ファン・ネックの検認遺産目録

	遺 贈 先	遺贈額(£)	備 考
	▲ 1 東インド会社病院	200	
	● 2 オランダ人教会 (貧民のため)	250	
	● 3 オランダ人教会 (修繕費)	750	
	● 4 オランダ人教会 (聖職者二人に)	200	
	◎ 5 フランス人教会 (シティ内・聖職者4人に)	100	スレッドニードル・ストリート
	◎ 6 フランス人教会 (聖職者の扶養・修繕費)	500	
グループ A	◎ 7 フランス人教会 (貧民のため)	50	
	▲ 8 セント・トマス病院	120	
	▲ 9 セント・トマス病院 (捨て子用)	200	
	▲ 10 セント・ジョージ病院	200	
	◎ 11 フランス人病院	200	
	● 12 Girardiri Vander Dussen	200	
	☆ 13 God-sons and God-daughters (17名)	1,700	
	▲ 14 Laurence 師	30	
	▲ 15 Fletcher 師 (ロンドン・パトニ教会)	30	
	16 Marcomb 師	100	
グループ B	● 17 Abraham van Neck の娘3名に	10,000	
	● 18 Geertrude Staal	10,000	
	● 19 Dina Mulda	10,000	
	● 20 Catharina van Neck	10,000	
	● 21 亡き弟 Lambert の娘二人に	10,000	
	● 22 Willem van Neck	10,000	
	● 23 Joshua van Neck	10,000	
	● 24 Jacob van Neck	10,000	
	● 25 Sir Matthew Decker	500	遺言執行人
	● 26 Lady Decker	100	(25) の妻
	◎ 27 Ann Dupuy	500	
	◎ 28 Mrs. Auriol, wife of Mr. Elie Auriol	105	
	◎ 29 Susanne Masse, eldest daughter of Etienne	105	Daniel Olivier (72) の妻
	● 30 Charles van Notten	300	遺言執行人・公債ディーラー
グループ C	◎ 31 Du la Mon	7,000	
	◎ 32 Mrs. Daubuz and her daughter	200	Joshua の妻・義理の母
	☆ 33 Baron Angustus Schutz	200	神聖ローマ帝国領の男爵
	☆ 34 His brother col. Schutz	200	(33)の息子。国王家政の官職保有者
	● 35 Hop	200	Hope (オランダの大商会)?
	● 36 John Herman Billerbeck	200	
	◎ 37 Col. De Feant	200	
	◎ 38 Mr. James Du la Mon	200	
	● 39 Hendrick van Ouryck, at the Hague	200	
	40 Eynard 師	200	
	◎ 41 Mr. Peter Simond	200	遺言執行人・タバコ貿易・銀行
	◎ 42 Mr. Claude Waldo	100	
	◎ 43 Major de la Farbe	100	
	◎ 44 Mr. Claude Desmaretz	100	公債ディーラー

18世紀ロンドン貿易商の家族史（坂本）

表1 ヘラルト・ファン・ネックの検認遺産目録（続き）

	遺贈先	遺贈額 (£)	備考
グループD	◎ 45 Mr. Claude Aubert	100	公債ディーラー
	◎ 46 Mr. John Peter Blacquiere	100	公債ディーラー
	◎ 47 Mr. John Porter	100	ロンドン市参事会員
	◎ 48 Mr. James Porter	100	(47) の弟
	◎ 49 Mr. Michael Rouge	100	公債ディーラー・タバコ貿易
	◎ 50 Mr. Etinne Masse	100	公債ディーラー・(29) の父
	◎ 51 Mr. Claude Amyand	100	公債ディーラー・公債請負人
	◎ 52 Mr. Stephen Godin	100	公債ディーラー
	◎ 53 Mr. Stephen Guione	100	
	◎ 54 Mr. George de Saussure	100	
	◎ 55 Mr. Francoi Mayssard	100	
	◎ 56 Capt. James de Normandie	100	公債ディーラー
	◎ 57 Mr. James Chalie	100	公債ディーラー
	◎ 58 Mr. Matthew Testas	100	公債ディーラー
	◎ 59 Mr. Samuel Pecbel	100	
	◎ 60 Henry de Putter	500	
	◎ 61 Miss Reau, daughter Capt. Reau	200	
	◎ 62 James Cleoprd Simond	100	(41) の子ども
	◎ 63 Mr. Mark Liotard	100	
◎ 64 Mr. Fer Foye	100		
グループE	● 65 Mr. Mark Cebas Tutet	100	
	◎ 66 Mrs. Sussannah Frodin	500	
	☆ 67 従業員	500	ファン・ネック商会の従業員
	◎ 68 Daniel Bonhoste	150	Gerard 個人のサーヴァント
	☆ 69 我が家のサーヴァント	350	ヘラルト宅のサーヴァント
	▲ 70 パトニ教区の貧民	200	ヘラルト邸の教区の貧民救済
	☆ 71 イギリス人・オランダ人・フランス人の貧民	1,000	
◎ 72 Mr. Daniel Olivier	1,200	後のファン・ネック商会パートナー	
▲ 73 Mr. Walpole (Thomas)	120	ヨシュアの娘エリザベスの婿	
● ※ Joshua van Neck	100,000	商会の資金として	

[凡例] ●：オランダ ◎：ユグノー ▲：イギリス ☆：その他 空欄：未判明
出典：TNA, PROB 11/782

である。デカーはオーストリア領ネーデルラントの出身で、リネン貿易において大成功をおさめ、さらなる発展のためにイングランドに移ったという背景をもつ。また、経済学史上でも、アダム・スミスに先立つ自由貿易論者の代表格として著名である²⁷⁾。かれは、イングランドへ移動後、東インド会社取締役や庶民院議員にも就任している²⁸⁾。ヘラルトとは深い親交があったようで、遺言状には「生涯を通じた友情への、ささやかな感謝のしるしとして」と、特別にヘラルトからデカーへのことばが添えられている。また、300ポンドの遺贈を受けたオランダ人、チャールズ・ファン・ノッテンも重要である。かれは、オランダからわたってきた証券・債券類のブローカーであった²⁹⁾。デカーとおなじく、かれにもまた「つねに抱いていた友情の

しるしとして」と、ヘラルトからのことばが特別に書き添えられている。

ところが1748年、サー・マシュー・デカーは、ヘラルトに先立って亡くなってしまふ。デカーへの遺贈は、ヘラルトの死後にデカー夫人が受け取っている。ヘラルトがデカーの代わりに遺言執行人に指名したのは、有力なユグノーであるピーター（ピエール）・サイモン（シモン）（1690-1785年）であった。かれの名もこの「グループC」にみえる。デカーやファン・ノッテンには劣るものの、かれらに準じる200ポンドの遺贈を受けている。ピーター・サイモンの父ピエールはフランスの南東部ドフィネの牧師で、ナントの勅令の廃止によって1686年にオランダのゼーラントに逃れている。ピエールは当地でノルマンディから逃れてきたユグノーと結婚し、ふたりの男子（ピーターとジャック・クレオパス）と、ふたりの女子をもうけた。その後、息子のピーター・サイモンは、オランダ東インド会社に聖職者として派遣された父に同行して、当時多数のユグノーが居住していた喜望峰に渡航している。1703年に父とともにオランダに戻った息子ピーターは、ユグノーが経営するアムステルダム（フィゾー）商会に徒弟奉公に出た³⁰⁾。かれがロンドンにわたってきたのは1715年ごろで、その2年後にはイギリス国籍を取得している。その後かれは、兄にしたがってロンドンにやってきた弟ジャック・クレオパスとともに、海外貿易業と銀行業の経営をすすめた。かれらの商会はおもに西インド貿易やアメリカ植民地貿易を取り扱っていたが、1730年代にはロンドンでも有数の西インド貿易商へと成長した。このピーター・サイモンとヘラルト・ファン・ネックの結びつきは、家族ぐるみのものであった。後述するように、ペテルの息子ジェイムズ・クレオポルド・サイモンもまた、ヘラルトの遺言状に登場している。さらにヘラルトの死後も、ファン・ネック家とサイモン家との結びつきは維持された。たとえば、ピーターの娘ふたりの結婚にさいしても、ヘラルトを継いだ弟ヨシュアがこの姉妹の「マリッジ・セツルメント」の後見人となっている³¹⁾。

「グループC」で特徴的なのは、女性の姿が数多くみられることである。これらの女性はすべてユグノーであり、ヘラルトの友人の妻や寡婦から成っていた。そのなかには、弟ヨシュアの妻とその母の名もみえる。このふたりは計200ポンドの遺産を受け取っている。しかし、ユグノーの姿が目立ついっぽうで、イギリス人の姿はまったく認められない。つまり、ヘラルトの私生活と深く結びついていた人びとは、遺言執行人に指定されたふたりを中核とした、多数のユグノーと少数のオランダ人によって構成されていたといえる。

「グループD」はすべて、ロンドン南部・テムズ河南岸のパトニにあったヘラルトの豪邸で、毎週金曜日の夜に開催されていたクラブに集った友人である³²⁾。計18名の氏名がみえるが、全員がユグノーである。もちろん、「グループC」の人びともまた、クラブには参加していたことであろう。しかし、たとえ妻が有力なユグノー家系の出身とはいえ、オランダからわたってきたヘラルトの周囲がユグノーによって占められていたという事実は興味深い。ただし、かれらへの遺贈はすべて、100ポンドにとどまっている。ここからもあきらかに、かれら

が「グループ C」と一線を画した存在であることがわかる。

「グループ E」は、さまざまな人びとから構成されている。このなかにはファン・ネック商会の従業員とサーヴァントも含まれており、それぞれに500ポンドと400ポンドがまとめて贈られている。また、ホーラティオ・ウォルポールの次男トマス・ウォルポールが120ポンドの遺贈を受けている。かれは、ホイッグ貴族による寡頭政を築きあげ約20年の長期にわたり首相として政界の中心であり続けたオーフォード伯ロバート・ウォルポールの甥にあたる。遺言状が作成された時点ですでに、弟ヨシュアの娘エリザベスとの結婚が決まっていた。トマス・ウォルポールの母メアリ・ランバートが有力な亡命ユグノーの娘であったように、かれもフランスとの関係が深かったことはその破天荒な後半生が示すところである³³⁾。また、遺言執行人ペテル・シモンの息子ジェームズ・クレオポルド・シモンが100ポンド受け取っているように、ここにも数名のユグノーの姿が認められる。なかでも重要なのが、親族以外の個人としては最高額にあたる1,200ポンドもの遺贈を受けた、ダニエル・（ジョサイア）・オリヴィエである。

ダニエルの祖父ジョルダンは、フランス南西部のペアンの聖職者であった。かれは、1685年にナントの勅令が廃止されるとオランダのホラント州に逃れ、ブレダとハーグにあったユグノー難民の教会の聖職者となっている。ダニエルの父ジェローム・オリヴィエもロンドンのサヴォイ教会の聖職者であった。かれは、おなじく聖職者を父にもつユグノー、ジュリー・ラ・モット Julie La Motte と結婚し、ダニエルをもうけた。ダニエルもまた、当初は聖職者としての道を歩みはじめたが、1738年よりファン・ネック商会で貿易業の徒弟として修行を開始している。そのさい、ロンドンの市参事会員でラ・ロッシュ姓から改名したユグノー、ジョン・ポータ（ヘラルトの遺言状47番にその姿がみえる）と、その母（旧姓ドビュース。すなわち、ヨシュアの妻の実家）の口添えがあったという³⁴⁾。ファン・ネック商会に雇われることになったダニエルは、その後頭角をあらわし、ヘラルトの死後には弟ヨシュアの右腕として活躍することになる。ほかの従業員とは異なり、オリヴィエが個人的に高額な遺贈を受けていることは、かれがすでに商会にとって重要な存在になっていたことを示している。

そのほか「グループ E」では、「グループ A」のようなチャリティを目的とする遺贈・寄付が指示されている。ヘラルトの居住地であるパトニ教区の貧民にも、200ポンドの遺産が分配されている。また、それとは別口で、「イギリス人・オランダ人・フランス人の貧民に」と指示したうえで、1,000ポンドもの高額を寄付している。かれの心性に形成された文化的な差異は、基本的にこの3者の区別から成り立っていたのであろう³⁵⁾。

2-3. 遺言状にみる社会的な結合と心性

ヘラルトの社会的な結びつきやその心性について、この遺言状からどのようなことが浮かび上がるだろうか。まず、出身地オランダとの結びつきから考えたい。かれの弟や妹はヨシュア

を除いてすべてオランダに残ったが、ヘラルトからはその全員に莫大な額の贈与がおこなわれている。ヘラルトとヨシュアがロンドンにわたったのちも、かれらと大陸に残った家族との紐帯が緊密に維持されていたことがわかるであろう。

つぎに注目すべきは、ヘラルトと深いつながりをもっていたのが、ふたりのオランダ人であったという点である。マシュー・デカーとチャールズ・ファン・ノッテンがヘラルトにもっとも近い存在であったことは、遺贈額や遺言状での特別の添え書きからも、ただちに了解できるであろう。

ヘラルトとオランダとの結びつきを考えるうえでさらに重要なのが、オランダ人教会という存在である。シティの中心部オースティン・フライアズに鎮座するオランダ人教会は、ロンドンに滞在するオランダ人の宗教上の中心であっただけでなく、オランダ人社会の結節点としての役割も担っていた³⁶⁾。すでにみたように、ヘラルトはオランダ人教会に総額1,200ポンドの遺贈をおこなったが、それはフランス人教会に遺贈した金額の約2倍にも達し、宗教やチャリティを目的としたものとしては最高額である。ヘラルトは1727年にオランダ人教会の長老職に就任しており、さらに弟のヨシュアもまた1739年におなじく長老職に就いている³⁷⁾。オランダ人教会の長老職は同教会における世俗の最高位にあたる役職であり、文字どおりロンドンのオランダ人社会の指導的な立場にある人物が就任する職でもあった。ヘラルトとヨシュアもその例外ではない。また、かれらは死後、ユグノーの妻ともにオランダ人教会に埋葬されている³⁸⁾。

しかし、これらの事実をもってしても、ヘラルトを出身地オランダとア・プリオリに結びつけたり、両者の関係を本質的なものとして強調しすぎたりしてはならない。そもそもヘラルトのオランダ人社会における位置を考えると、かれの遺言状に登場するオランダ人の姿はあまりにも少ないだろう。また、オランダ人がヘラルトの私邸で開かれたクラブにまったく招かれていないことは、ヘラルトとオランダ人のつながりがごく私的な関係を越えるような広がりをもたなかったことを示唆している。血縁関係者やごく一部の親しい友人を除き、オランダ人は遺言状で重要な位置を占めていなかったと思われる。

このように考えると、オランダ人教会とのつながりの意味もまた、「額面」どおりに受け取ってはならないだろう。たしかにヘラルトのオランダ人教会との深いつながりは、信仰心にもとづいた心性の内面に深く根ざすものかもしれない。しかし、かれの教会の役職を通じたオランダ人社会における指導的な位置は、遺言状にはまったくといっていいほど反映されていない。それゆえ、オランダ人教会の長老職にあったことやオランダ人教会への高額の遺贈は、遺言状に映し出されない程度のビジネス的なつながりを維持する目的も兼ねていたと思われる。じっさい、オランダ人教会への信仰心を除き、ヘラルトの遺言状には、かれとオランダとの直接的な結びつきはうかがえない。

それでは、ヘラルトとオランダとの関係をどのように考えればいいのだろうか。ヘラルトにとって「オランダ」という存在はあくまで、出身地にすぎなかったといえる。もちろん、ヘラルトはあらゆる面でそれをじゅうぶんに利用したであろう。しかし、すくなくとも、それはかれの行動を制約するようなものではなかった。たしかに、きわめて私的な空間にはごく少数のオランダ人が存在したが、しかしそれでさえ、本質主義的な思考によってあたかも当然のように措定されるような存在ではなかった。オランダとの結びつきは、遺言の執行人からオランダ人教会にいたるまで、ヘラルトが本質的に有していたものではない。むしろそれは、ヘラルトの渡英によってはじめて形成され、強化されたものと解すべきである。

ヘラルトの遺贈先で圧倒的多数を占めたのは、経済的な成功を求めてロンドンに移ったオランダ人ではなく、政治・宗教的な理由でやむなくロンドンに避難したユグノーであった。なかでも、ヘラルトの遺言状には、Masse, Daubuz, Simond, Desmaretz, Aubert, Blacquiere, Porter (La Roche), Liotard, Olivier といった³⁹⁾、ユグノーでも有力な家系をいくつもみいだすことができる。ダニエル・オリヴィエの例でもわかるように、ユグノーは血縁や地縁、ビジネス上でのパートナーシップなど、さまざまなかたちで相互に結びついていた。ヘラルトの社会的な結びつきは、おもにユグノーとの通婚や社交、ビジネスから形成されていたと考えられる。経済的な成功を求めてイギリスにわたったことで、ヘラルトはユグノーを中心とする結びつきを構築するにいたったのだ。ロンドンという場がこの両者に結合の機会を与えたのである。

しかし、ロンドンにわたったとはいえ、ヘラルトのイギリス人との結びつきは、オランダ人やユグノーのばあいと比較すると、ひじょうに希薄なものであったといえよう。イギリスに関わる遺贈の大部分は、イギリス人聖職者への寄進かチャリティを目的とするものであった。姪の婚約者トマス・ウォルポールを除き、オランダ人やユグノーのような社会的な結びつきからの遺贈はみられない。ヘラルトにとってイギリス人は遺言の対象に含まれるような存在ではなかった。

ヘラルト・ファン・ネックの結びつきを見ると、かれがロンドンへ移動することによって生じた文化の相渉の結果、かれをめぐるふたつのパターンの結びつきが生まれたことがわかる。第1に、ごく一部の人びとを除き、オランダ人とは親密な結びつきを形成しなかったこと。第2に、ユグノーとは文化的な境界を形成しなかったことである。つまりヘラルトは基本的にオランダ人とイギリス人を私的な空間から排除するとともに、ユグノーと密接な結びつきを有していたといえよう。

ここで重要なのがこの2種類のつながりを単一の相でとらえてはならないことである。ヘラルトの遺言状には、2種類のつながりにそれぞれ呼応するふたつの層が存在すると考えられる。第1の層は「グループC」を中心とするヘラルトにとって最も私的な空間である。それは、家族を中心としたオランダ人と、婚姻によって親戚関係を結ぶか家族ぐるみの親密な結びつきを

もつユグノーとから成る結合体である。第2の層は友人から形成される社交的な結合体である。これはもっぱら、「グループD」のユグノーによって占められていた。オランダ系の人びとの姿はここにはない。つまり、この遺言状には異なるふたつの結びつきが存在するのではないだろうか。さらに、それぞれの層で相渉の結果として発生した差異のあらわれかたが違っているといえないだろうか。これは、個人の心性が重層的に構築されており、さらにそれぞれの層によって文化の境界が異なる様相を呈していたことを意味する。本質的な差異の存在を前提として特定の層のみを注視しては、このような文化の相渉・連関にともなう差異の重層性をとらえることは困難であろう。

3. ビジネス文化と社会的結合の重層性

3-1. 遺言状の限界

こうした重層的な心性とそれにもとづく社会的な結びつきのありかたは、ファン・ネック商会のビジネスや、オランダ人やユグノーの経済活動にまで、大きな影響をおよぼしたと考えられる。しかし、これまで示したヘラルトの結びつきだけをもって、かれの社会的な結合関係をすべて語り尽くしたと考えてはならない。ここで、史料としての遺言状の限界を認識する必要がある。なるほど遺言状には、日常ではあえて言明されないような家族や友人との精神的なつながりや信仰のありかたなどが、みずからの死と向き合うことによってありのままに語られている。それゆえ、われわれにとって遺言状は、ある人物の心性を探るうえで、ほかには代え難い史料的な価値を有する。

しかし、いや、だからこそ、遺言状からは、ビジネスや政治といった、いわば「無機的なつながり」までは浮かび上がってこない。いうまでもなく、マーチャントであるヘラルトにとって、ビジネス活動はもっとも重要な位置を占めたことであろう。これら「無機的なつながり」は、これまで明らかにしたような遺言状にみられる「有機的なつながり」とも相互に影響をおよぼしあっていたに違いない。それゆえ、ヘラルトの社会的な結びつきの総体を明らかにするためには、遺言状からこぼれおちたもの、すなわち、かれのビジネスにおけるつながりを別の史料で補わなければならない。さらに、かれの重層的な結びつきのありかたを総体的にとらえたい。まず、1750年にヘラルトが亡くなり経営が再編されるまでの、ファン・ネック商会のビジネス活動を追ってみたい。

3-2. ビジネスにおける結びつきのありかた

時間はふたたびヘラルトの渡英時にまでさかのぼる。ロンドン到着直後の1718年3月14日、ヘラルトは貿易商として活動するために、イングランド銀行に手形決済用の取引口座を開設し

た⁴⁰⁾。弟ヨシュアは1722年に兄のもとにわたり、1726年には共同経営者となる。それにあわせ取引口座の名義も「Gerard and Joshua Van Neck」に変更されている。以後、ファン・ネック商会は、ヘラルトが死去するまで「Gerard & Joshua van Neck & co.」として活動していくことになる。

1720年代から1730年代にかけてのファン・ネック商会の活動には、不明な点が多い。当初はおもに、オランダとの貿易に従事していたようである。なかには、そのころのファン・ネック商会を「貿易商で船主」と記述する史料もある⁴¹⁾。また、1729年から1732年にかけて、ヘラルトは東インド会社の取締役役に就任しており、東インド会社との関係も深めていたと考えられる⁴²⁾。

当時の貿易商の多くがそうであったように、ファン・ネック商会は貿易業とあわせて金融業も展開した。そのひとつに株式・債券取引の代理業がある。ファン・ネック商会は、オランダを中心とするイギリス国外に住む顧客の代理人として、イギリス政府公債や各特権会社株式などを売買し、その利息・売買益などを代理として受け取って顧客へ送金していた。たとえば1730年7月には、ヘッセン方伯の寡婦キャサリーナ・アメリアと⁴³⁾、1736年8月にはヘッセン公と取引している⁴⁴⁾。

ユグノーやオランダ人のなかには、それぞれの出身地とのつながりや、みずから築いた人的なつながりを活用して、こうした証券・債券の取引業に従事する者が数多くみられた。たとえば、さきに挙げたヘッセンの貴族たちは、ファン・ネック兄弟の出身地であるハーグとの結びつきを媒介にして取引している。また、ヘラルトから遺産を分配された友人たちのなかには、チャールズ・ファン・ノッテンをはじめとして、イギリス政府公債を活発に取引していたことでその名が知られる人物が多数存在する。ヘラルトの後妻の実家デュトリー家 Dutry とヨシュアの妻の実家ドビューズ家 Daubuz はともに、ロンドン・シティで証券取引ブローカーとしても著名だ⁴⁵⁾。とりわけ、パトニのテムズ河畔を望むヘラルト邸でのパーティに参加していた18名のユグノーのうち、10名が証券取引ブローカーとして活躍していたことは、興味深い⁴⁶⁾。さらに、パーティに参加していたユグノーの近親にも、ファン・ネック商会と共同で証券取引や政府公債の請負などをおこなっていた者がいた。たとえば、兄クロード・アマンドが遺贈を受けたジョルジュ・アマンドは、ハンブルク貿易商にして東インド会社取締役にも就任したユグノーである⁴⁷⁾。かれは、とりわけ七年戦争期には、ファン・ネック商会と政府契約や政府公債の請負などを共同でおこなっている⁴⁸⁾。

ファン・ネック商会は、イギリス政府公債や外債の引受けや発行など、さらに大規模な金融取引もおこなった。たとえば1737年には、ジョン・バンスやジョン・ゴアとともに、神聖ローマ帝国のいわゆる「コッパー・ローン (Copper Loan)」32万ポンドの起債を共同で実施している⁴⁹⁾。また1744年には、ジョン・ブリストウとともに、イギリスの同盟国であるサル

ディニア国王へ戦費調達を目的とする 20 万ポンドの融資をおこなうさいの出資保証人となった⁵⁰⁾。さらに 1749 年には、イギリス政府の認可を受けたうえで、ジョン・ゴアとともにオランダの連邦総督へ 10 万ダカットの融資をおこなっている⁵¹⁾。

当時のイギリス政府もまた、オーストリア継承戦争に莫大な戦費を必要としていた。ファン・ネック商会はその調達で重要な役割を果たすことになる。たとえばファン・ネック商会は、1744 年におこなわれた 120 万ポンドの政府公債の起債では、ジョン・プリストウや前述のジョン・ゴアとともに、かれらと同額の 15 万ポンドを出資している。これはユダヤ人のサムソン・ギデオンの 30 万ポンドにつぐものであった⁵²⁾。戦費の調達や兵站の維持に悩まされたイギリス政府にとって、ファン・ネック商会はしだいに重要な存在となっていく。同時に、ファン・ネック商会にとってもまた、イギリス人とのビジネスでの結びつきが、いっそう重要になっていった。

この当時、ファン・ネック商会がビジネス上でつながりをもっていたイギリス人は、前述したジョン・ゴアとジョン・プリストウ、そしておなじく 1744 年債に 9 万ポンド出資したピーター・バレル一世の 3 名であった。ジョン・ゴアはハンブルク貿易に従事し、その父・祖父はともにイングランド銀行取締役を歴任している。本人は 1720 年の南海泡沫事件時に南海会社の取締役をつとめていた。ジョン・プリストウは、ポルトガルを中心としてスペインや南アメリカ、西インド諸島との貿易を事業としていた。かれもまた南海会社の取締役を 30 年の長きにわたってつとめた。かれは 1733 年から 24 年間、南海会社の総裁代理にも就任している。ピーター・バレル一世もまた、1724 年から 1733 年まで南海会社の取締役にあり、1736 年から死去する 1756 年まで総裁代理をつとめた人物である。かれは、1732 年から翌年にかけてケントの州奉行（シェリフ）に、1726 年から 1738 年まではロイヤル・イクスチェインジ・アシュアランスの取締役にも就いていた。なお、かれの弟メリック・バレルは、イングランド銀行の取締役を 20 数年間つとめ、1756 年からは副総裁や総裁を歴任している⁵³⁾。このように、ヘラルトのビジネスでのつながりはイギリス人にもおよんだ。しかも、かれらはロンドン・シティでも特権会社の中核部に位置する人びとであった。

3-3. フランスとのつながり

ファン・ネック商会はプロテスタント陣営へ戦争資金や軍需物資を提供することによって事業を拡大した。しかし、ファン・ネック商会の活動は、イギリスというナショナリティに制約されるものではなく、また、「プロテスタント・インターナショナル」にもとづく商人ネットワークに予定調和的に収斂するものでもなかった。そのひとつの証左として、イギリスの宿敵にしてカソリシズムの牙城フランスとの密接なつながりがある。それをもっともよく示しているのが、ファン・ネック商会によるフランスへのタバコ再輸出の独占であろう⁵⁴⁾。

当時、フランスでイギリス植民地産タバコの需要が大きかったため、イギリス本国からの再輸出貿易は莫大な利益が見込めるビジネスとなっていた。1740年代なかばまでは、ジョージ・フィッツジェラルド商会による独占状態がつづいていた。しかし、1745年にジャコバイト反乱が発生すると、フランス政府と関係が深かった同商会にジャコバイト疑惑が浮上したため、同商会はロンドンでイギリス植民地産タバコの買い付けができなくなってしまう⁵⁵⁾。この機をとらえたのがファン・ネック商会であった。ヘラルトはすでに、ジャコバイト反乱前の1744年9月に枢密院へ請願をおこなっており、この時点でかれが本格的にこの貿易へ参入しようとしていたことがわかる。この請願はイギリス海軍による拿捕を回避するためのパスポートの発行を目的としていたが、フランスへのタバコの再輸出の実態を伝えている。

近年、フランスはイギリスから16万ポンドものタバコを買い付け、60隻もの船舶を雇船し、フランス以外の大陸市場では売れないようなさまざまな銘柄のタバコを買い取ります。もし、この戦争によってフランスがタバコを継続して入手できなくなってしまうば、かれらはみずからの植民地でタバコの生産を増やしてしまい、イギリスのタバコ貿易は永久に不振に陥ってしまうことでしょう⁵⁶⁾。

請願は植民地委員会へ付されたのち、翌年の3月23日にふたたび枢密院でファン・ネック商会から意見聴取がおこなわれた⁵⁷⁾。その結果、フランスからの帰路にかならず本国に寄港することを条件として、1745年7月4日に枢密院勅令によってファン・ネック商会へパスポートが発行されている⁵⁸⁾。

それではなぜファン・ネック商会は、政府の公認のもとで交戦国フランスと貿易することができたのであろうか。その背景には、いわゆる「ペラム兄弟」とファン・ネック商会との関係や、フランス政府とファン・ネック商会との結びつきが考えられる。

ヘンリ・ペラムとその兄トマス・ホールズ・ペラムこと初代ニューカスル公爵はともに、ロバート・ウォルポール以来、庶民院で多数を占めていたホイッグ宮廷派の領袖として活躍してきた。弟ヘンリ・ペラムは、オーストリア継承戦争の主戦派グランビル卿が失脚した後に、首相の座に就く。かれはたくみな政治手腕によって1745年にはジャコバイト反乱を鎮圧し、その後オーストリア継承戦争を終結させ、1751年には至難の業とされていた政府公債の低利転換を断行した。兄のニューカスル公爵は1754年に弟ヘンリが急死したのちに首相の座を継いでいる。1760年にジョージ三世が即位し、「ペラム派の虐殺」と呼ばれる政変が起きるまで、ニューカスル公爵はつねにホイッグ貴族の最大の実力者であった。かれは、ホイッグ反宮廷派や、その中心的支持者であるシティの好戦的な商人が圧倒的に支持する政敵ウィリアム・ピットの助力も得て、フランスとの大戦争となった七年戦争を指揮した。

このペラム兄弟とファン・ネック商会は、政府公債の起債や戦時の政府契約などで、相互依存的であった。ペラム兄弟が莫大な戦費の調達を円滑にすすめることによって政治的立場を強化するいっぽうで、ファン・ネック商会がその資金を中心的に提供することによってヘラルトらは莫大な利益を獲得したのである。とりわけ七年戦争における両者の緊密な関係は、オランダからの資金をイギリス政府公債に呼び込み、イギリスに最終的な勝利と大西洋帝国をもたらす大きな要因となる⁵⁹⁾。この両者の関係は、近世ヨーロッパ貿易史の泰斗ヤコブ・ブライスをして、「ペラムの時代はファン・ネックの時代でもあった」といわしめるものであった⁶⁰⁾。

つぎに、フランスとファン・ネックとの結びつきを考えよう。この両者の関係は、水面下の非公式な外交折衝から、その一部が浮かび上がってくる。1744年、オーストリア継承戦争のさなか、ドイツでフランス軍の将軍ベレール伯爵（のちに公爵）が捕虜となり、ロンドンへ護送されるという事件がおきた⁶¹⁾。かれは1745年までウィンザー城に留め置かれるのだが、ときの国务大臣ニューカスル公爵とベレール伯とのやり取りの仲立ちをしたのが、ヘラルト・ファン・ネックなのである。ヘラルトはその人脈によってフランス側とイギリス側との仲介をつとめながら、ベル卿をパトニのファン・ネック邸に招待して歓待している。ベレール伯がイギリス側から解放され、フランスに帰国したのちも、ヘラルトはかれと個人的な親交を維持していたようである。

フランスに人脈をもつヘラルトは、オーストリア継承戦争中、イギリス・フランス間の非公式な外交窓口としての役割も果たしていた⁶²⁾。フランスの財務総監オリは、1745年にイギリス植民地産のタバコの課税問題を処理するため、パリの総徴税請負人であるジャン・フォルニエをロンドンへ派遣している。じつはフォルニエは、フランス政府の非公式な外交窓口として、戦争の早期終結を交渉するという特命も帯びていた。イギリス側の非公式な窓口として、このフォルニエと折衝したのもまた、ヘラルトであった⁶³⁾。かれは、オランダのハーグにいた弟ランバルトの政治的なコネクションも利用しつつ、ヘンリ・ペラム、ニューカスル公爵、チェスタフィールド卿といったホイッグ大貴族、すなわち和平派の非公式な窓口として、水面下でフランス側と接触している⁶⁴⁾。かれはまた、フォルニエとペラム兄弟とを引き合わせてもいる。結局、フランスが優勢であった当時の戦況や、イギリスの戦線離脱を恐れるオーストリアなどの同盟国の動向、また、イギリス政府内の主戦派と和平派との角逐や、さらには出身地ドイツ・ハノーファー領の利害に関心を寄せるイギリス国王ジョージ二世の意向など、政治情勢がことさら複雑化したため、この和平交渉そのものは頓挫する。だが、これらの挿話は、ヘラルトがイギリス政府首脳部だけではなく、フランス政府ともまた、緊密な結びつきをもっていたことを如実に物語っているといえよう。だからこそヘラルトは、フランスへのタバコ再輸出貿易を独占できたのである。

ファン・ネック商会がはじめてこの貿易に参入したのは、1730年代末から1743年にかけて

18世紀ロンドン貿易商の家族史（坂本）

表2 対仏タバコ再輸出のためのパスポート発行状況（1745年～1748年）

	Van Necks	P. How	W. Alexander	LeMaistres	総計
London	19				19
Bideford	6				6
Liverpool	10				10
Whiteheaven	42	5			47
Pt. Glasgow	32		1	9	42
Greenock	8			10	18
Ayr	9			1	10
Dumfries	3			3	6
Kirkcudbright	2			1	3
計	131	5	1	24	161

出典：Price, J. M., *France and the Chesapeake: A History of the French Tobacco Monopoly, 1674-1791, and of Its Relationship to the British and American Tobacco Trades*, (University of Michigan Press, 1973), vol. I, p. 575, Table 3.

とみられる。ファン・ネック商会は当時、これを独占していたフィッツジェラルド商会のロンドン代理人になることによって、タバコ貿易にかかわるようになった。じつは、フィッツジェラルド商会によるタバコ貿易業の決済銀行だったのが、のちにヘラルトの遺言執行人に指名されることになる、あのピーター・サイモンが率いる商会であった⁶⁵⁾。ピーター・サイモンとヘラルトは、フランスへのタバコの再輸出貿易によって結びついていた。ファン・ネック商会は、サイモン家との私的な結びつきに加えて、ペラム兄弟やフランスと緊密な関係を築きあげていくことによって、1745年からタバコの対仏再輸出貿易をほぼ独占することになる（表2）⁶⁶⁾。つまり、ヘラルトの私生活での結びつきや、政府公債の請負を起点とするイギリス政府要人との関係、さらにフランス政府高官との公私にわたる人脈によって、ヘラルトは「ファン・ネック商会のなかでも、もっとも利益が大きい」事業を独占できたのである⁶⁷⁾。逆に、フランスへのタバコの再輸出貿易は、かれのもっとも私的な結びつきと、ビジネスにおけるイギリス人との関係、宗派抗争を越えたカソリック国フランスとの人脈などを象徴するものであったといえよう。

ヘラルトは、両国の和平交渉の窓口として重要な役割を担いつつ、ジャコバイト反乱によるハノーヴァー朝プロテスタント体制の危機にさいしては、ロンドンのイギリス人貿易商と一致団結して、信用危機に陥ったイングランド銀行を支持している⁶⁸⁾。さらにヘラルトは、フランス人との個人的な信頼関係を活用して交渉の窓口をつとめつつも、イギリス政府にフランスとの戦争を継続するための莫大な戦費を提供しているのである。ヘラルトの政治的な立場やイギリス政府首脳との結びつきは、カトリック国フランスとの密接な結びつきによって強化されたのである。だからこそ、逆説的ではあるが、ファン・ネック商会が優先的にカトリック国フランスとの戦争資金をイギリス政府に供給することが可能になったのである。ヘラルトのビジネス

や政治活動は、ナショナリティあるいは「コスモポリタン」性や宗教の壁といった単純化を寄せ付けず、融通無碍な相貌を呈していたのである。

3-4. 重層的な社会的結合

ここで、ヘラルト・ファン・ネックのビジネス上のつながりをまとめてみよう。現存する史料から判明するかぎり、かれのビジネスには3つの柱があったといえる。まず、イギリス政府公債をはじめとする各種証券・債券類取引の代理人業やブローカー業務がある。これはおもに、遺言状の「グループD」の人びとと結びついた事業であった。つぎに、より大規模な公債類の引き受け・発行業務がある。ここではおもに、上層のイギリス人貿易商との緊密なつながりが観察される。最後に、フランスとのタバコの再輸出貿易がある。ここからは、ヘラルトのもっとも私的な結びつきと、イギリス人政治家との関係、そしてカソリック教徒であるフランス人との人脈が浮かび上がってくる。遺言状にはまったく姿をみせなかったイギリスの人びとが、かれのビジネス活動でひじょうに重要な役割を果たしていたこと。また、かれの商会を発展させるうえで、きわめて重要な役割を果たしていたのが、カソリック教徒とのつながりであったこと。さらに、遺言状にあらわれるような私的な結びつきが、かれのビジネスにおいてもまた、一定の役割を果たしていたこと。以上よりヘラルトは、遺言状で観察されるような私的な結びつきのありかたとは一変して、ビジネス活動においては文化の境界を形成しなかったといえる。文化の境界性があらわれなかったことこそが、ヘラルトのビジネス文化の特徴であったともいえる。

同時に、ヘラルトのごく私的な結びつきは、文化の境界があらわれないビジネスという層にまで姿をみせた。しかも、こうした私的なレベルでの結びつきが、政治・ビジネスの層では「境界性」を発現することなく、それぞれのビジネスに深く関与していたこともわかる。あるいは逆に、こうしたビジネス上での結びつきが、プライベートな層における私的な結びつきの形成を促進したともいえよう。ヘラルトのビジネス文化の構成原理はまさに、文化の重層性にもとづくものであった。

ヘラルトの社会的な結びつきは、おおまかにいって三層から成っていた。親族やごく一部のオランダから渡って来た人びとや、親族関係を結んだり家族ぐるみの交際をもったりしたユグノーから構成される、もっとも私的な層。証券取引ブローカーを中心にユグノーのみで構成される社交的な層。さらに、これらふたつの層の人びとを含みつつ、イギリス人やイギリスと交戦状態にあるカソリック教徒までを含んだ、ビジネス・政治の層である。これら三つの層は、たがいに関係しながらも、まったく異なる文化の境界のありかたを示していた。ヘラルトの心性もまた、さまざまな結びつきに呼応した、重層的なものであったといえよう。つまりヘラルトは、オランダからロンドンへわたることによって、重層的な文化の相渉を経験したといえるのである。

4. 家族にみる文化の変容

4-1. 家族と教育

それでは最後に、ファン・ネック家のなかにヘラルトの経験を位置づけてみたい。タイム・スパンをより長くとして、家族による文化の相渉・連関の過程を確認したうえで、文化の境界の変遷と家族の活動との関係をとらえる。

ヘラルトには子がなかった。ファン・ネック家はかれの死後、弟のヨシュアとその子どもたちによって20世紀まで継がれていく。ヨシュアとその妻マリアンヌ（メアリ・アン）のあいだには、4人の男子と4人の女子、計8名の子が出生しているが、そのうち2名は夭逝している。史料からは確認できない1名（ヘルトリューデ）を除く7名のうち、4名はロンドンのフランス人教会で、3名はパトニの教区教会で、それぞれ洗礼を受けている（表3）。ヨシュアの子どものうち、ヘラルトとヨシュアがともに長老職をつとめたオランダ人教会で洗礼を受けた者はいない。これは、ファン・ネック家の家長ヘラルトの心性を反映したものであるといえる。同時に、既述したように、オランダ人（教会）との結びつきがけっして自明なものではなかったことも示している。

ふたりの男子の教育をみると、ヘラルトの死後の1755年には長男ヘラルト・ウィリアムが名門パブリック・スクールのイートン校に進み、イギリスの支配階層の子弟とともに伝統的なエリート教育を受けている⁶⁹⁾。次男ヨシュア・ヘンリはジュネーヴに渡った後、兄と同じようにイートン校で教育を受けている。しかし、かれは兄ヘラルト・ウィリアムとは異なり、イートン校を出たのちは父ヨシュアによってヨーロッパ商業社会でもっとも著名なオランダの大商会 George Clifford & Son's に送られ、アムステルダムでマーチャントとしての実務を修行している⁷⁰⁾。つまりヨシュアは、長男にイギリスの地主貴族としての途を歩ませ、次男に商会を継がせようとしたと考えられる。

ここで注目したいのが、ファン・ネック家の私的な空間に変化の兆候があらわれていること

表3 ヨシュア・ファン・ネックの子どもと洗礼

氏名	生年月日	教会
①Elizabeth	1733年5月27日	フランス人教会 (Saint Martin Orgars French Huguenot, London)
②Marianne	1736年8月26日	国教会 (Putney, London)
③Gerard	1738年1月30日	フランス人教会 (Saint Martin Orgars French Huguenot, London)
④Marguerite	1739年4月4日	フランス人教会 (Saint Martin Orgars French Huguenot, London)
⑤Lambert	1740年9月28日	国教会 (Putney, London)
⑥Gerard William	1743年10月3日	国教会 (Putney, London)
⑦Joshua Henry	1745年12月24日	フランス人教会 (Saint Martin Orgars French Huguenot, London)
⑧Gertrude	不明	

である。ヘラルトの存命中は、パトリック教会とその聖職者を除き、イギリスとの関係は私的な層にはほとんど存在しなかった。しかし、ヨシュアの息子たちの教育にみられるように、1750年のヘラルトの死を境に、ファン・ネック家の私的な領域にイギリスとの関係がしだいに色濃くあらわれはじめる。

4-2. ウォルポール家と娘たち

このことは娘たちの結婚のありようをみるといっそう明確となる。長女エリザベスは1750年にすでに述べたようにトマス・ウォルポールと結婚する⁷¹⁾。たしかにトマスとの結婚は、ヘラルトの存命中にウォルポール家とのあいだで取り決められていたものであった。しかし、両家の結びつきの強化はヨシュアの代に一層強化された。1757年には、4女のマーガレットがトマスの弟リチャードと結婚している⁷²⁾ (図1)。これによって、ファン・ネック家とホイッグ貴族との結びつきは、亡命ユグノーを媒介することによって、しだいに深くなっていったといえる。

しかし、かのウィリアム・ホガースが名作『当世風結婚』でみじくも描いたような、「(カネが必要な) 困窮した貴族」と「(名声を得たい) 成り上がりの金満貿易商」との「定番」の「スキャンダラス」な結婚劇的一幕として、これらをかたづけなくてはならない。すくなくとも、ヨシュアの妻にしてエリザベスの母であるメアリ・アンは、娘の夫となるトマス・ウォルポールに、わが子同様の深いいつくしみを注いでいたようである。生来の独立不羈にして筆不精の「トム」が、メアリ・アンの夫ヨシュア・ファン・ネックの命によって貿易商の実務を修得するためにオランダに出かけていたとき、メアリ・アンは再三にわたりトムに書簡を送り、「娘(エリザベス)は、(トムからの手紙がいっこうに届かないのはトムが) 病気のせいかもと、深い悲し

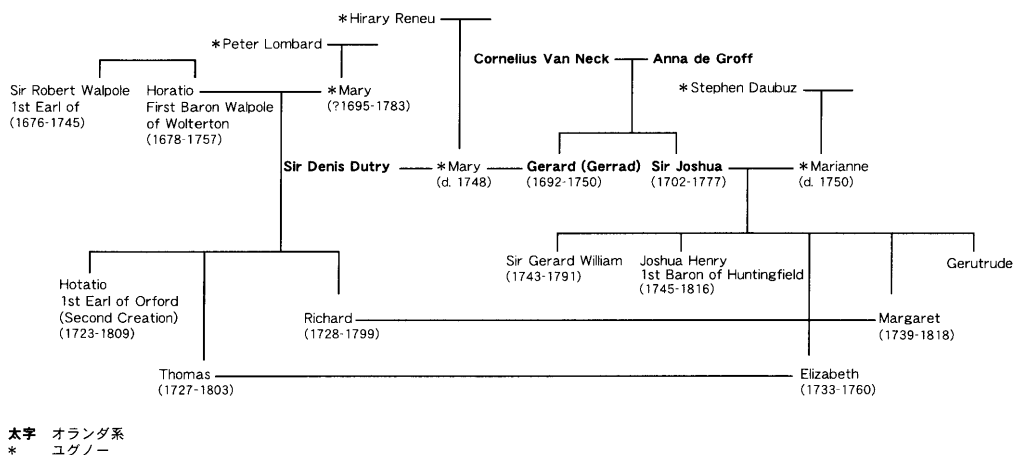


図1 ウォルポール家とファン・ネック家
(主要人物のみ示す)

みと不安な表情を顔に浮かべ、ホワイトホール（政府）にまで手紙を出して何か起きていないか確かめようとしています」と、ロンドンへの手紙を絶やさないように訴えている⁷³。メアリ・アンは、「夫（ヨシュア）は、あなたがどこで何をしているのか、手紙にまったく記されていないことに落胆しています」と書簡でトムを行状を論しつつ、トムをコンスタンティノーブルにまで行かせたヨシュアの「冷たい仕打ち」の意味を繰り返し説き⁷⁴、トムに自制するよう懇願している。書簡は基本的には英語でつづられているが、トムへの感情が高ぶるあまりか、文中でいくたびとなく突然、フランス語やオランダ語に変化している⁷⁵。3種類の言語が入り乱れる書簡は、イギリス・オランダ・フランスをめぐるメアリ・アンの複雑な心性のありかたを示すとともに、愛する娘の幸せを念じつつ、娘婿がなんとか夫ヨシュアに気に入られるために懸命なメアリ・アンの姿も伝えている。たしかに、目的はビジネスや政治的なものだったかもしれないが、そこから生まれた結びつきがメアリ・アンや娘エリザベスのように家族のなかで内面化されることもあったのだ。それに対して、トムはメアリ・アンの気持ちをどのように受け止めていたのだろうか。残念ながら、これを確認する術はない。メアリ・アンは、マーチャントの娘ということもあったためか、子ども服から食材にいたるまできわめて詳細にみずから手で出納簿をつけ、貴族の次男トマス・ウォルポールの家政を監督していたが⁷⁶、1760年に27歳の若さで亡くなっている。

これらの書簡やトマスの妻としてのエリザベスの日常からは、家族における文化の相渉の一端が垣間見える。とはいえ、ふたりの娘の結婚をもっぱらファン・ネック家のきわめて私的な領域に閉じこめてもいけない。そうではなく、あくまで重層的な心性を構成した社会的な結びつきが相互に連関しながら起きた結果として、この出来事をとらえるべきであろう。

4-3. ヨシュアの活動

ヘラルトの死後、ファン・ネック家を継いだヨシュアは、1751年12月14日、准男爵に叙せられた⁷⁷。前後100年を見渡しても、オランダ出身者がイギリスの准男爵となった例は十指に満たない⁷⁸。エリート階層への土台を築いたヨシュアは翌年の1752年、イングランド東部のサフォークに広大な地所を求めている⁷⁹。それは、面積にして17,000エーカー、購入当時の地代にして年約8,000ポンドの価値をもち⁸⁰、当時の世俗貴族の平均的な所領に相当する規模であった。ヨシュアは、中世からつづくこのマナの購入にさいしても、娘婿の父ホーラティオ・ウォルポールから助言を受けている。ホーラティオのアドヴァイスは、所領の中心にあるヘヴニングム・ホールに建てられていたマナハウスの外観や仕様の改造にもおよぶものであった⁸¹。この所領が位置したイースト・アングリア地方は、地理的な条件からオランダなど大陸の「低地地方」と関係が深かっただけでなく、ホイッグ大貴族の中心に位置するウォルポール家の地盤にも近いという格好の条件を備えていた⁸²。

こうしてウォルポール家との結びつきはひじょうに緊密なものとなった。たとえば、トマス・ウォルポールの父で外交官としても活躍していたホーラティオ・ウォルポールが⁸³⁾、死の直前の1757年に男爵に叙せられたさいには、ヨシユア・ファン・ネックはニューカスル公爵に頻繁に書簡を送り、積極的にホーラティオの後押しをおこなっている⁸⁴⁾。

ファン・ネック家はイギリスの地主貴族への途を歩みはじめた。社会的な結びつきの変化がファン・ネック家のきわめて私的な空間に多大な影響を与えたのである。

しかし、ヨシユアは完全に地主貴族と化したわけではない。「ファン・ネック商会はおそらく、ロンドンで最大の取引規模をもつ商会であった」と、商会の実務を担当していたオリヴィエがのちに述懐したように⁸⁵⁾、むしろ1750年代から1760年代にかけて、ヨシユア・ファン・ネックはロンドン・シティの政府派マーチャントを中心とした金融・商業界のまさに中心的な存在となっていた(図2)⁸⁶⁾。ヨシユアは、ヘラルトが築いたビジネス上の結びつきを維持するどころか、はるかに凌駕する規模にまでそれを発展させたのである。すでに述べたように、ホイッグ貴族の政府はそれをじゅうぶんに活用することによって、七年戦争という英仏が命運をかけた世界戦争を勝ち抜くことができた。

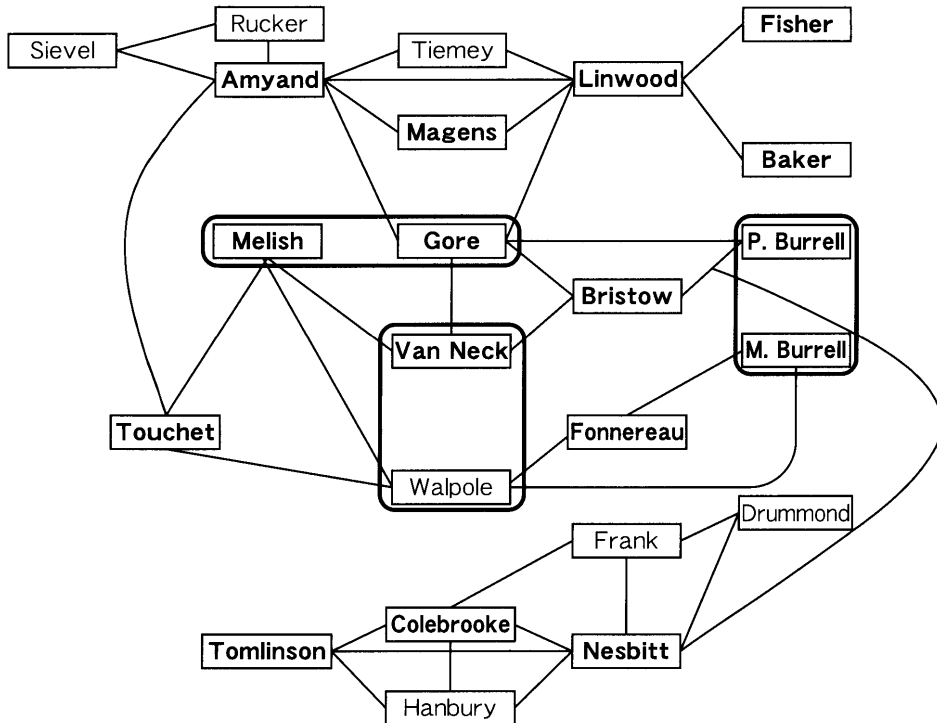


図2 ファン・ネック家と公債請負人のビジネス関係
(太字は主要公債請負人および政府契約受注者。太字カッコは親族関係を示す。)

ヘラルトの死の直後、ファン・ネック商会は経営体制を刷新している。ヘラルトを継いだヨシュアが筆頭経営者となり、そのパートナーとして娘エリザベスの婚約者トマス・ウォルポールを迎えた。さらにヨシュアは、ヘラルトにその才能を見込まれていたジョサイア・オリヴィエもパートナーに昇格させている。すなわち、「Van Neck, Walpole, Olivier, & co.」となったこの商会の経営は、一見してわかるように3名の経営者にオランダ人・イギリス人・フランス人を1名ずつ配するという独特なものとなった。ヘラルトの死後、かれをめぐる文化の相渉は、家族的な層とビジネス的な層が連関するかたちで、ファン・ネック商会の経営のありかたに集約されたのだ。

経営形態は変化したものの、タバコ貿易、政府公債の引受け、海外顧客の証券取引代理業といった事業内容は、ほとんど変わらなかった。しかし、その規模は劇的に拡大した。たとえば、イギリス政府は大戦争となった七年戦争の戦費のほとんどを政府公債の発行によって調達したが、ファン・ネック商会は各年度の起債においてつねに最高額を引き受けており、公債請負人としてきわめて重要な役割を演じた。そのほかの公債請負人もまた、ヘラルトの私邸で開かれていた社交クラブの参加者の弟であるジョルジュ・アマンドをはじめとして、ヘラルトと共同で事業をおこなっていた人物によってそのほとんどが占められている⁸⁷⁾。

ファン・ネック商会の業務はさらに、ジブラルタルやミノルカ、北米大陸やヨーロッパ大陸への軍需物資の輸送・資金送金にまでおよんだ⁸⁸⁾。1755年にファン・ネック商会から独立したトマス・ウォルポールは、ヨシュアの影響力によってイギリス政府から多数の政府契約を受注⁸⁹⁾、それまでファン・ネック商会とともにそれを受注していたジョン・ゴアやジョン・ブリストウ、メリック・バレルやピーター・バレル、前述のアマンドなどと共同で政府契約業務を遂行している⁹⁰⁾。同時にトマスはヨシュアの代理としてニューカスル公爵との公債発行交渉を担った⁹¹⁾。ヘラルトが築いたビジネス上の結びつきやニューカスル公爵などのホイッグ貴族との相互依存的な関係は、ヨシュアにそのまま引き継がれ、さらに強化されていったといえる。

このように、イギリスとの関係が深まるにしたがって、ヘラルトの重層的な心性から生じたさまざまなレベルの結びつきは、それぞれ相互に作用しながら変質を遂げていった。これは、ヘラルトの渡英によって文化が相渉した結果ヘラルトの心性に生まれた文化の境界が、ヨシュアに受け継がれるとともに、ふたたび文化の相渉を受けたため変容を遂げたことを意味する。もちろん、ヘラルトとヨシュアは兄弟とはいえ、心性のありかたまで相似するとはいえない。それゆえ、このような一連の変化は、もっぱらヨシュアとヘラルトの心性の違いとして、かたんに説明できるのかもしれない。しかし、ヨシュアはまぎれもなく、ヘラルトが築きあげた社会的な結びつきを受け継いでいる。それは、オランダ人教会をはじめとして、ヘラルトの遺言執行人ピーター・シモンといったきわめて私的な結びつきから、ビジネスや政治上の結びつきにまでおよぶ。まったく同一ではないにしても、ヨシュアの心性のありかたはヘラルトのそ

れと近似していたとおもわれる。それゆえ、これらの変化は、先代のヘラルトとその相続者であるヨシュアの心性の差異から生じたというよりむしろ、ファン・ネック家をとりまく外部環境の変化から起きたと考えられる。

ヨシュアの代に起きた変化の要因は、外部環境の変化によってヘラルトから受け継いだビジネスや政治的な結合関係が発展したことにある。たしかに、もっぱら遺言状に依ってヘラルトの心性をとらえるかぎり、ヘラルトの心性やヘラルトの社会的な関係は、安定的で静態的なようにみえる。そこでは、ビジネス・政治の層を除いて「イギリス的なもの」は完全に排除されていた。しかし、遺言状の内容はあくまで、死という一時点で、ヘラルトの心性や社会的な結びつきを瞬間的に凍結したものにすぎない。遺言状からヘラルトの重層的な心性を動的にとらえることは至難の業である。とはいえ、それを過度に静態的にとらえて本質を誤って理解してはならない。ヘラルトの重層的な心性は固定的なものではなく、つねに変容しつつあったのである。じっさい、遺言状にはあらわれないビジネスや政治的な結びつきが変化することによって、遺言状にあらわれる社会的な結びつきが変容している。この両者の関係は、その後ファン・ネック家の総体として受ける文化の相渉・連関のありかたを規定した。ヘラルトの文化相渉・連関の特質は、ヘラルトだけでとらえるのではなく、ファン・ネック家全体の文化相渉・連関の進行のなかで理解することによって、その意味がいっそう明らかになる。

4-4. ヨシュアの息子たち

ヨシュアの長子ヘラルト・ウィリアムは、1768年にサフォークのダンウィッチ選挙区から庶民院議員に選出された⁹²⁾。ヨシュアの思惑どおり、ファン・ネック家は順調に地主貴族化しつつあった。いっぽう、次男のヨシュア・ヘンリは1766年にファン・ネック商会のパートナーとなり、ダニエル・オリヴィエとともに経営にたずさわることになる⁹³⁾。1760年にはトマス・ウォルポールに嫁いだ娘エリザベスが病没し⁹⁴⁾、また、1765年には年来の言動を改めないトマスと絶縁するという大きな変化があったものの、ファン・ネック家とその商会はヨシュアが期待した途を順調に進んでいった。ヨシュアは1777年3月に没するが、その死亡記事を掲載した『ジェントルマンズ・マガジン』は、ヨシュアを「ヨーロッパでもっとも富裕なマーチャント」と評している⁹⁵⁾。「ヨーロッパ最大」といわれた商会の発展そのものが、ヘラルトからはじまったファン・ネック家の文化の相渉・連関の結果にほかならない。

娘婿リチャード・ウォルポールとジョサイア・オリヴィエを執行人に指名したヨシュアの遺言状は、ヘラルトのものと比較して遺贈先は親族を中心としており、遺贈額も少なくなっている。しかし、ヨシュアもまたオランダ人教会に多額を遺贈しているほか、家族以外にも数名のオランダ人やユグノーに遺贈をおこなっている⁹⁶⁾。さらに、ヨシュアとそのユグノーの妻はともに、ヘラルトとそのユグノーの妻とおなじくオランダ人教会に埋葬されている⁹⁷⁾。ヨシュア

は基本的にヘラルトと同様の心性を有していたといっていだらう。

しかしながら、商会のビジネス上のつながりや、地主貴族化しつつある長男を中心とした政治的・社会的な結びつきは、イギリスからの影響をますます深く受けていった。それにつれて、ファン・ネック家の私的な領域もまた、イギリスからの影響を受けていった。ちょうどこの18世紀の中頃から後半にかけては、断続的につづく対外戦争の影響を受けて、「イギリス」のナショナリティの構築が急速に進んだ時期でもある⁹⁸⁾。

ヨシュアを継いだ長子ヘラルト・ウィリアムは、サフォークの地主社会にあって、地方名望家としての地位を確立しようとしている。たとえば、そのころサフォークを訪れたフランス人ラ・ロッシュフーコーの旅行記は、イングランド銀行やロンドン市長公邸「マンションハウス」を手がけた名建築家ロバート・テイラーや、ゴシック様式建築を確立したジェイムズ・ワイアットによって建てられたヘラルト・ウィリアムの屋敷を「壮麗で、サフォークで唯一みるに値する」と述べてこれ以上ない賞賛とともに、ウィリアム・ケントの弟子ランスロット・「ケイパビリティ」・ブラウンの手になる庭園をこと細かく叙述している⁹⁹⁾。ヘヴニンガム・ホールが当時のイングランド庭園の最先端の様式をそなえていたことから、ヘラルト・ウィリアムがサフォークを代表する地主貴族として、それにふさわしい体裁をととのえようとしていたことがわかる。また、アメリカ独立戦争時には、海軍の軍艦建造のための義捐金を拠出してイギリス政府側の支持を訴える愛国主義的な運動がサフォークに起きたが、ヘラルト・ウィリアムはこの動きに積極的にかかわり、サフォークの地主社会における最高水準の金額を出資している¹⁰⁰⁾。

しかし、ヘラルト・ウィリアムの試みには限界があった。たとえば、1790年の庶民院議員選挙では、ヘラルト・ウィリアムの対立候補が「真のイギリス国教会と国家を」というスローガンを掲げ、「ディセンターの利害を代表している」と、ファン・ネック家を激しく攻撃している¹⁰¹⁾。ヘラルト・ウィリアムじしんは国教会の教区教会で洗礼を受けているものの、選挙戦で‘No Dutchman’なる著者が、*To the Independent Freeholders of Suffolk*, (Ipswich?, 1790?)なるパンフレットを公刊したように、その出自が対立候補にとって格好の攻撃対象となったようだ。しかし、かれの心性に父祖がオランダ出身であったことの痕跡は見出せない。ヘラルト・ウィリアムは1790年5月に死去するが、かれの遺言状は遺贈先を家族に限定しており、父や叔父にみられたようなオランダ人やユグノーの遺贈者は完全に姿を消している¹⁰²⁾。

ヘラルト・ウィリアムは未婚だったため、弟のヨシュア・ヘンリが「2・30万ポンドの遺産と年価値8,000ポンドの所領」といわれた財産を相続した¹⁰³⁾。かれは兄の選挙区を継ぎ1790年より庶民院議員となっている¹⁰⁴⁾。さらに1797年には男爵（ハンティングフィールド男爵・アイルランド貴族）に叙され、その所領も19世紀中頃には年価値約20,000ポンドにおよび、ファン・ネック家は名実ともにイギリスの地主貴族の家系となった¹⁰⁵⁾。ヘラルトの心性にみ

られたイギリスとの文化の境界は変容し、再定義され、ここに消滅したのだ。

ヘラルトの文化の境界は心性の各層ごとにあらわれたが、それらが弟・子孫に継承されていくにしたがい、各層の違いが均質化されていった。ヘラルトの心性や社会的な結びつきにおいて、家族の領域、社交の領域、そしてビジネス・政治の領域という各層の結びつきのありかたは相互に関連していた。そのうち、おもにビジネス・政治の領域が外部環境の変化によって変容し、家族や社交の領域がそこから影響を受けたのである。さらに、プライベートな層における変質は、ビジネス・政治の層の変質をより強化する方向へとフィードバック効果をもたらしたといえる。最終的には、変化を引き起こす震源であった「ビジネス・政治」の層そのものが変質を余儀なくされた。その結果、ファン・ネック (Van Neck) 家はマーチャントとしてではなく、典型的なイギリスの地主貴族ヴァネック (Vanneck) 家として 20 世紀までつづくことになった¹⁰⁶⁾。

5. おわりに

ヘラルト・ファン・ネックは、オランダからイギリスへ移動することによって重層的な心性をもつようになり、同時にさまざまな人びととの多様な結合のありかたを構築するにいたった。それは、ヘラルトとおなじく経済的な目的でロンドンにわたったオランダの人びとと、政治的・宗教的な理由でフランスからロンドンに逃れたプロテスタント、そしてもとよりロンドンに居住していた人びととのあいだで起きた文化の相互交渉によって生みだされた。ヘラルトの空間の移動にもなう文化の相渉や連関を手がかりに、近世ヨーロッパ経済の頂点に至った貿易商がどのような社会的結合を作り上げ、それがどのようにビジネスや日常生活を支えていたのか、そしてこの「特殊」な経験が歴史的にどのような意味をもつのか、以下に結論としてまとめたい。

ヘラルトにとって「オランダ人」とは、ごく一部の人びとを除いて「イギリス人」と同じ存在であった。ヘラルトがオランダから移住してきた人物であるからといって、「オランダ人」とより密接な関係をもったわけではない。また、かれがオランダを離れることによって、「オランダ人」としてのアイデンティティが逆に強化されたわけでもない。ヘラルトにとって「オランダ人」とは、かれの私的な領域から除外される存在であった。「オランダ人」は「イギリス人」とともに文化の境界の「向こう側」に位置づけられる存在にすぎなかったのだ。すくなくともかれらは、ナショナリティによるアイデンティティを共有する存在であったとはいえない。

ヘラルトが文化の境界を共有したのは、かれとはまったく異なる理由でロンドンに逃れてきたユグノーであった。ヘラルトは、家族的な領域においても、また、かれの邸宅を舞台にした

社会的な領域においても、ユグノーとふかく結びついていた。「オランダ人」のばあいとおなじく、こうしたユグノーとの関係もまた、文化相渉の結果として発生した文化の境界にほかならず、けっしてア・プリオリなものではない。これはロンドンという場でこそはじめて生まれた文化の相渉・連関の姿なのである。

私的な領域における明確な文化の境界の形成とは一変して、ヘラルトのビジネス文化は境界を示さない。それは、萌芽期のナショナリティはおろか、当時、アイデンティティの構成要素としてもっとも影響力をもっていた宗派の論理を超えるものでもあった。しかし、あくまでかれのビジネス文化の中核を担ったのは、プライベートな空間で文化の境界によって明確に形成された結びつきなのである。このようにヘラルトのビジネス文化は文化の重層性によって支えられていた。それは、文化の相渉・連関によってその都度生じた社会的な結びつきと、その結びつきの源である重層的な心性があって、はじめて成り立ったといえよう。ヘラルトのビジネス文化のおもしろさは、それが排他的なプライベートの結びつきによって支えられながらも、ビジネスの現場においてはその排他性が出現しなかったことにある。

近世ヨーロッパ商業資本主義で活躍した貿易商たちの活動がしばしば「コスモポリタン」的とよばれる特色をもつことを考慮すれば、このコスモポリタン性がいかにして現れ、いかにして維持されるのかという点で、ヘラルトおよびファン・ネック家の経験は興味深い。プライベートな活動における結合関係が差異性すなわち排除機能を発現せずにビジネスの中核に位置し、かつ、差異を発現しないビジネス文化が存在しつつ差異を生み出すプライベートな層も同時に存在するという、ヘラルトの社会的結合の重層性や自在性は、「ナショナリティ」がメルクマール化する直前にあたる18世紀中頃のこの貿易商のビジネス活動において、その文化的な前提条件を形成するうえで枢要な役割を担ったといえる。

たしかにヘラルトの経験は「特殊」な事例であって、大規模なプロポソグラフィ研究なら可能かもしれない、近世ヨーロッパ貿易商すべてに通じる一般化にはさほど貢献しないかもしれない。しかし、ひとりの貿易商やその家族の精査を通じて明らかされたこの「特殊」な経験こそが、かれを近世ヨーロッパ商業世界の頂点へと押し上げ、結果的に近代世界におけるヘゲモニーを掌握する一つのきっかけをイギリスに与えたことにも、歴史的な意味を認めることは可能だろう。ナショナリティが構築途上にある近世という時代、とりわけその確立直前にあたる18世紀中期に、当時の世界経済の基軸である商業資本主義の世界でたぐいまれな成功を収め、その頂点に登りつめた貿易商の活動を考えるうえで、かれとかれの家族の活動の根幹を構成した文化相渉・連関の経験は、たとえそれがいかに「特殊」な経験であろうと、ビジネス活動の文化的な前提条件として見過ごすことはできない。

本稿は、あるひとりの貿易商が空間移動することに伴った文化の相渉・連関に注目することによって、その社会的な結合のありかたや心性の重層性を明らかにしてきた。ヘラルト・ファ

ン・ネックとその家族の文化相渉・連関が示すのは、近世ヨーロッパ商業資本主義のまさに頂点に位置した貿易商の活動や、それを可能にしたロンドンという場の特性、そして近世最末期というナショナリティのまさに萌芽期を生きた家族の変容である。これはすなわち、貿易商の家族史にあらわれた、近世という時代とその終焉にほかならない。

この研究は平成 16 年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究（B））による研究成果の一部である。

註

* I would like to express my special thanks to Professor P. J. Corfield for her advice and comment and the Lord & Lady Walpole for giving me information on Thomas Walpole and the Vannecks, and the privilege of examining their private archives.

1) *The Gentleman's Magazine*, 1750, vol. XX, pp. 393–394.

2) *The Gentleman's Magazine*, 1750, vol. XX, p. 380.

3) *The Gentleman's Magazine*, 1750, vol. XX, pp. 401–403.

4) *The London magazine. Or, Gentleman's monthly intelligencer*, 1750, vol. 19, pp. 381, 411–415, 432.

5) Anon., *Reflections: Moral and Prudential, on the Last Will and Testament of Gerard Van Neck, Esq.; Deceas'd in which His Character is Attempted*, (London, 1750).

6) 'To Montague, Monday 10 September 1750', in Lewis, W. S., and Brown, Jr., R. S. (eds.), *Horace Walpole's Correspondence with George Montague*, vol. I, (Yale University Press, 1975), pp. 111–112.

7) 17 世紀末から 1720 年代かけての時期については、ロンドンの貿易商や金融業者に関する優れた研究が多数ある。たとえば、以下の研究を参照。De Krey, G., *A Fractured Society: the Politics of London in the First Age of Party, 1688–1715* (Oxford, 1985); Grassby, R., 'English Merchant Capitalism in the Late Seventeenth Century: the Composition of Business Fortunes', *Past and Present*, no. 46, 1970, pp. 87–107; do. 'The Personal Wealth of the Business Community in Seventeenth Century England', *Economic History Review*, 2nd. Ser., vol. 23, 1970, pp. 220–234; do. 'Social Mobility and Business Enterprise in Seventeenth-century England', in D. Pennington and K. Thomas (eds.), *Puritans and Revolutionaries* (Oxford, 1978), pp. 355–381; do. *The Business Community of Seventeenth-century England* (Cambridge, 1995); do. *Kinship and Capitalism: Marriage, Family, and Business in the English-Speaking World, 1580–1740* (Cambridge, 2001); Perry Gauci, P., *The Politics of Trade: the Overseas Merchant in State and Society, 1660–1720* (Oxford, 2001). 渥美友季子「名譽革命体制期のロンドン商人—請願から見たギルバート・ヒースコートの商業コネクション」『お茶の水史学』46 号, 2002 年, 29–78 頁。堀元子「ロンドン商業社会とジェントリーデフォアの時代を中心に」『社会経済史学』58 巻 6 号, 1993 年, 29–50 頁。し

かし 1720 年代以降、とりわけ 18 世紀の半ばになると、おもに史料上の制約によって、本格的な研究は激減する。18 世紀中頃のロンドンの貿易商についての数少ないすぐれた研究として、以下のものをあげておく。Rogers, N., 'Money, Land and Lineage: the Big Bourgeoisie of Hanoverian London', *Social History*, vol. 4, pp. 437-454; Hancock, D., *Citizens of the World: London Merchants and the Integration of the British Atlantic Community, 1735-1785*, (Cambridge University Press, 1995); 川分圭子「ロンドン商人の社会的上昇 — ボディントン家の場合」『西洋史学』165 号, 1992 年, 1-18 頁。同「一八世紀ロンドン商人ボウズンキット家の事業展開」『史林』第 78 巻 5 号, 1995 年, 1-41 頁。同「ロンドン商人とイギリス海外貿易 — 事業経営と家族」深沢克己編『ヨーロッパ近代の探求 9, 国際商業』(ミネルヴァ書房, 2002 年), 第 4 章。西川杉子「よい子のヘンリとその兄弟たち — 十八世紀のロンドン銀行家一族の子弟教育」『神戸大学史学年報』第 17 号, 2002 年, 31-50 頁は、銀行家一族の宗教と教育の関係を考察している。

- 8) *The Gentleman's Magazine*, 1750, vol. XX, pp. 393-394, 1750 に掲載された遺言状の原本は、The National Archives (TNA), PROB 11/782 におさめられている。
- 9) ヨーロッパ諸国の国家財政を扱った比較研究として、ボニーによる以下の著作がある。Bonny, R., *Economic System and State Finance*, (Oxford Clarendon Press, 1995); Bonney R. (ed.), *The Rise of the Fiscal State in Europe c. 1200-1815*, (Oxford University Press, 1999). イングランドでは、「イングランド財政革命」と総称される財政・金融システムの制度的革新が起きた。Dickson, P. G. M., *The Financial Revolution in England 1694-1756*, (Macmillan, 1967); Roseveare, H., *The Financial Revolution 1660-1760*, (Longman 1990). 中国の国家財政との比較から、西欧における公債制度の意味についてふれた研究として、黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』(名古屋大学出版会, 1994 年), 135-141 頁。拙稿「空間としての投資社会 — ブリテン島の東西」川北稔・藤川隆男編著『空間のイギリス史』(山川出版社, 2005 年), 222-236 頁。
- 10) Neal, L., *The Rise of Financial Capitalism: international capital markets in the age of Reason*, (Cambridge University Press, 1990); Riley, J. C., *International Government Finance and the Amsterdam Capital Market 1740-1815*, (Cambridge University Press, 1983).
- 11) Wilson, C. H., *Anglo-Dutch Commerce and Finance in the Eighteenth Century*, (Cambridge University Press, 1966 (rep.)); Ormrod, D., *The Dutch in London*, (Her Majesty's Stationery Office, 1973); Dickson, *Financial Revolution*, pp. 307-308, 318-319; Carter, A. C., *Getting, Spending and Investing in early modern times: essays on Dutch, English and Huguenot Economic History*, (Assen, 1975).
- 12) ユグノーについては膨大な数の文献がある。ここでは 18 世紀に限定し、古典的な研究から最新の研究および、日本における研究について、それぞれ代表的な文献を挙げるにとどめる。Agnew, D. C. A., *Protestant Exiles from France*, (Reeves, 1886); Cunningham W., *Alien Immigrants to England*, (Macmillan, 1897); Scouloudi, I. (ed.), *Huguenots in Britain and their French Background, 1550-1800*. Contributions to the Historical Conference of the Huguenot Society of London. September 24-25, 1985, London, (Macmillan Press, 1987) Crouzet, F., 'The Huguenots and the English Financial Revolution', Higonnet, P., Landes, D. S., and Rosovsky, H. (eds.), *Favorites of Fortune: Technology, Growth, and Economic Development since the Industrial Revolution*, (Harvard University Press, 1991); Carter,

- Getting, Spending and Investing in early modern times*; ユグノーのほか, オランダ人やユダヤ人まであつかった最新の研究として, 次のものがある。Vigne, P., and Littleton, C., *From Strangers to Citizens; The integration of Immigrant Communities in Britain, Ireland and Colonial America, 1550-1750*, (Sussex Academic Press, 2001). 当該時期のユグノー移民についての邦語文献として, 西川杉子「プロテスタント国際主義から国民意識への自覚へ —— 一六八〇年代～一七〇〇年代のイングランド国教会をめぐる」『史学雑誌』105 編 11 号, 1996 年, 1-29 頁。中川順子「外からきたジェントルマン —— 近世における在英外国人の場合」山本正編『ジェントルマンであること —— その変容とイギリス近代』(刀水書房, 2000 年), 39-60 頁。プファルツからのプロテスタントの「移民」については, 勝田俊輔「アイルランドのプファルツ移民」(例会 シンポジウム ヨーロッパの社会史 (一七～二〇世紀) —— エスニシティの形成と軋轢をめぐる)『史学雑誌』110 編 8 号, 2001 年, 87-93 頁。Katsuta, S., 'German Protestant Immigration of 1709: An Aspect of the Transition from an Ireland of Immigration to an Ireland of Parliament', Kondo, K. (ed.), *State and Empire in British History: Proceedings of the Fourth Anglo-Japanese Conference of Historians, 10-12 Sep. 2003*, Tokyo 2003.
- 13) Israel, J. I., *European Jewry in the age of mercantilism, 1550-1750*, (Oxford Clarendon Press, 1985); Perry, T. W., *Public Opinion, Propaganda, and Politics in 18th-Century England: A Study of the Jew Bill of 1753*, (1962).
- 14) たとえば, Ormrod, D., 'The Atlantic Economy and the "Protestant Capitalist International, 1651-1775', *Historical Research*, no. 66, pp. 197-208; Bosher, J. F., 'Huguenot Merchants and the Protestant International in the Seventeenth Century', *The William and Mary Quarterly*, 3rd. ser., vol. LII, no. 1, 1995, pp. 77-102.
- 15) 深沢克己『海港と文明 —— 近世フランスの港町』(山川出版社, 2002 年), とりわけ第 3 章「商人社会のなりたち」158-227 頁はそのすぐれた試み。
- 16) Kimber, E. and Johnson, R., *The Baronetage of England*, (London, 1771), vol. III, pp. 126-127; Wilson, *Anglo-Dutch Commerce and Finance*, pp. 111-114; *The Genealogist Magazine*, vol. 8, 1938-9, pp. 19-20.
- 17) *The Genealogist Magazine*, vol. 8, 1938-9, p. 20.
- 18) Private Act, 6 George I, c. 6, 'An Act for Naturalizing Gerard Van Neck'.
- 19) *The Oxford Dictionary of National Biography (ODNB)*
- 20) *The Gentleman's Magazine*, 1732, vol. II, p. 633.
- 21) Stephen Daubuz は, ロンドン・シティの正規のブローカー (Sworn Broker) でもあった。Dickson, *Financial Revolution in England*, p. 494.
- 22) Crouzet, 'The Huguenots and the English Financial Revolution', p. 229; *The Gentleman's Magazine*, 1734, vol. IV, p. 572. ディクソンによれば, Sir Denis Dutry が保有していた三大特権会社 (イングランド銀行・南海会社・東インド会社) の株式総額は, 額面で 190,699 ポンドにもなった。Dickson, *Financial Revolution in England*, p. 82.
- 23) Carter, *Getting, Spending and Investing in early modern times*, p. 92.
- 24) *The Gentleman's Magazine*, 1750, vol. XX, pp. 393-394, 1750; TNA, PROB 11/782. この遺言状にふれた研究として, Wilson, *Anglo-Dutch Commerce and Finance*, pp. 112-116. ウィルソンもヘラルトの遺贈先の構成についてふれているが, その意味については踏み込んだ分析を

おこなっていない。

- 25) 『ジェントルマンズ・マガジン』も、遺言状の原本も、(表1)で示したような順序およびグループ分けにしたがって記述されている。
- 26) (表1)の Geertrude Staal は妹、Dina Mulda は Abraham Van Neck の寡婦である。
- 27) Decker, M., *Serious considerations on the several high duties which the nation in general, (as well as its trade in particular) labours [sic] under: with a proposal for preventing the running of goods, discharging the trader from any search, and raising all the publick [sic] supplies, by one single tax*, (London, 1743); *An essay on the causes of the decline of the foreign trade: consequently of the value of the lands of Britain and on the means to restore both*, (London, 1744).
- 28) ODNB; Wilson, *Anglo-Dutch Commerce and Finance*, p. 111.
- 29) Wilson, *Anglo-Dutch Commerce and Finance*, pp. 109–111, 114–116. かれもまた、ユグノーであるボサンケ（ボウズンキット）家の娘と結婚している。ボサンケ（ボウズンキット）家については、川分圭子「一八世紀ロンドン商人ボウズンキット家の事業展開」『史林』第78巻5号、1995年、1–41頁が詳細に論じている。
- 30) Price, J. M., *France and the Chesapeake: A History of the French Tobacco Monopoly, 1674–1791, and of Its Relationship to the British and American Tobacco Trades*, (University of Michigan Press, 1973), vol. I, pp. 540–541.
- 31) 長女の名は Louise Marianne, 次女の名は Susanne Louise. ふたりの「マリッジ・セツルメント」については、Price, *France and Chesapeake*, vol. I, p. 541, vol. II, p. 1020, note 107.
- 32) Wilson, *Anglo-Dutch Commerce and Finance*, pp. 112–114.
- 33) ODNB
- 34) Lart, C. E., *Huguenot Pedigrees*, (Guimaraens & Co., 1928), vol. II, p. 60; Price, *France and Chesapeake*, p. 577; Carter, *Getting, Spending and Investing in early modern times*, pp. 105–106.
- 35) この小論では、便宜的に「オランダ人」や「イギリス人」といったことばをもちいるが、これはけっして「(近代国民国家の国民意識を有した)国民」としての意味ではなく、たとえば「オランダ出身者」としての意味で用いているにすぎない。近世の末期にあたるこの時期に「国民意識を共有した国民」なる概念を留保なしに適用することには、近代主義的なアナクロニズムに陥る危険性がある。本稿がこうした「ナショナリティ」を前提にしていないことについては、本論中で述べたとおりである。ただし、ヘラルトが「オランダ人」「イギリス人」「フランス人」といったことばを遺言中にもちいていることは、それがヘラルトの差異認識のあらわれかたを示すものとして、留意しておく必要がある。
- 36) Lindemboom, L., *Austin Friars: History of the Dutch Reformed Church in London 1550–1950*, (Martinus Nijhoff, 1950), pp. 29–87, 150–173.
- 37) Moens, W. J. C. (ed.), *The Marriage, Baptismal, and Burial Registers, 1571 to 1874, and Monumental Inscriptions, of the Dutch Reformed Church, Austin Friars, London with a short account of the strangers and their churches*, (Lymington [private printed], 1884), p. 210.
- 38) Moens, *The Marriage, Baptismal, and Burial Registers*, pp. 150, 155.
- 39) Wilson, *Anglo-Dutch Commerce and Finance*, pp. 113–114; Crouzet, 'The Huguenots and the English Financial Revolution'.

- 40) Bank of England Record Office, Ledger.
- 41) TNA, T (Treasury) 1 / 267/2, ff. 27 - 47.
- 42) *The Gentleman's Magazine*, 1734, vol. IV, p. 572.
- 43) British Library (BL) Additional Manuscripts (Add. MSS.), 15943 f. 58. 'Power of Attorney from Catharina Amelia, Landgravine dowager of Hsse [sic], to Gerard and Joshua van Neck ; Hague, 24 July 1730'.
- 44) BL Add. MSS., 15943 f. 60, 'Power of Attorney from Carl and Wilhelm, Princes and Landgraves of Hsse, to John Girardot de Tillieux and Gerard van Neck, Hague, 17 Aug. 1736'.
- 45) Crouzet, 'The Huguenots and the English Financial Revolution', pp. 248 - 249. 前註 (22) も参照。
- 46) Wilson, *Anglo-Dutch Commerce and Finance*, pp. 112 - 113.
- 47) Trustee of Parliament, *The History of Parliament, the House of Commons*, (Cambridge University Press, CD-ROM, 1998). [HPFC]
- 48) 拙稿「一八世紀のロンドン・シティとイギリス政府公債」『西洋史学』第 200 号, 2001 年, 10 - 11 頁。
- 49) BL. Add. Mss. 23814 f. 52: 'Trustee of the copper loan to Joseph I. Letter to Lord Carteret, 1743'; Add. MSS., 23818 f. 176, 'Trustee of the copper loan to Joseph I. Letter to T. Robinson 1744'; Add. Mss. 23800 ff. 327, 464, 'Trustee of the copper loan to Joseph I. Letter to I. Dunant 1737'.
- 50) TNA, SP (State Papers) 36/ 64/ 352, 'Royal warrant for a bill authorising investment in a loan of £200,000 to the King of Sardinia to help him in the war against France and Spain, to be managed by John Bristow and Gerard van Neck'; *The Gentleman's Magazine*, 1744, vol. XIV, p. 562.
- 51) *The Gentleman's Magazine*, 1749, vol. XIX, p. 186.
- 52) *The Gentleman's Magazine*, 1744, vol. XIV, p. 225.
- 53) 拙稿「一八世紀のロンドン・シティとイギリス政府公債」11 頁。
- 54) Price, *France and Chesapeake*, vol. I, pp. 563 - 587.
- 55) Price, *France and Chesapeake*, vol. I, pp. 564 - 572.
- 56) Grant, W. L., & Munro, J. (eds.), *Acts of the Privy Council of Colonial series*, (H M's Stationary Office, 1908), vol. III, pp. 796 - 797.
- 57) *Acts of the Privy Council*, vol. III, p. 797.
- 58) *Acts of the Privy Council*, vol. III, pp. 797 - 798.
- 59) ニューカスル公爵とヨシュア・ファン・ネックとの戦費調達交渉については、紙幅が限られているため、ここでは詳説しない。それを示すごく一部の史料を挙げるにとどめておく。BL. Add. MSS, 32706 f. 342; Add. 32854 f. 200; Add. 32859 f. 214; Add. 32860 ff. 111, 155, 165, 326; Add. 32866 f. 393; Add. 32868 ff. 137, 153; Add. 32873 ff. 291, 321, 428, 430; Add. 32875 ff. 313, 464; Add. 32901 ff. 34, 65, 128, 156, 196; Add. 32903 f. 346; Add. 32904 f. 432; Add. 32919 f. 253; Add. 32920 f. 470; Add. 32928 f. 54; Add. 32953 f. 83; Add. 32958 ff. 176, 178; Add. 32972 ff. 141, 147, 149, 348; Add. 33072 f. 324. なお、拙稿「一八世紀のロンドン・シティとイギリス政府公債」, 13 - 22 頁も参照。

- 60) Price, *France and Chesapeake*, vol. I, p. 569.
- 61) TNA, SP 78/ 231 ; SP 78/ 267 ; Price, *France and Chesapeake*, vol. I, p. 572. ヘラルト・ファン・ネックの対応については、かれとニューカスル公爵との書簡に記述されている。BL. Add. MSS., 32805 ff. 74, 76, 86 ; 32806 ff. 162, 190.
- 62) BL. Add. MSS, 32805 ff. 25, 88, 167 ; 32806 f. 199 ; 32808 ff. 229, 304 ; 32862 ff. 209, 279 ; 32868 f. 139 ; 32918 f. 384 ; 32919, f. 220.
- 63) Price, *France and Chesapeake*, vol. I, pp. 572 – 573.
- 64) Lodge, Sir R. (ed.), *Private correspondence of Chesterfield and Newcastle, 1744–46*, (the Royal Historical Society, 1930), pp. 85 – 86, 89.
- 65) Price, *France and Chesapeake*, vol. I, pp. 539 – 543, 554 – 555, 557, 563 – 564, 586, 609, 1018 – 1019.
- 66) BL, Add. MSS, 35872 ff. 229 – 258 ; 35873 passim ; 35874 passim. 'Passes for ships of, exporting tobacco 1745 – 1748, 1756'.
- 67) *Calendar of Home Office Papers*, vol. III, p. 245. なお、フランス政府とのつながりは、ヨシユアの死まで継続していたようである。Price, *France and Chesapeake*, vol. I, p. 585, vol. II, p. 1037, note. 105.
- 68) *The Gentleman's Magazine*, 1744, vol. XXIV, p. 105.
- 69) Namier, and Brooke, *History of Parliament, House of Commons* vol. II, p. 321.
- 70) Price, *France and Chesapeake*, vol. II, p. 1037.
- 71) *The Gentleman's Magazine*, 1750, vol. XX, p. 284.
- 72) 'From Gray, Tuesday 31 December 1751', in Lewis, W. S., and Brown, Jr., R. S. (eds.), *Horace Walpole's Correspondence with Thomas Gray*, vol. II, (Yale University Press, 1975), p. 57 ; *The Gentleman's Magazine*, 1758, vol. XXVIII, p. 556.
- 73) Cambridge University Library, Department of Manuscripts ; MS. Add. 8708. メアリ・アンからトマスへの書簡が六通残っている。Wilson, C. H., 'Anglo-Dutch Establishment in Eighteenth Century', Wilson, C., Hooykaas, R., Hall, R., and Waszink, J. H. (et. al.), *The Anglo-Dutch contribution to the civilization of early modern society : an Anglo-Netherlands symposium, London, 27 and 28 June 1974 under the auspices of the British Academy and the Royal Society in association with the Royal Netherlands Academy of Arts and Sciences*, (Oxford University Press, 1976), pp. 22 – 27 には、ケンブリッジ大学図書館に移管される前に、これらの書簡の一部が復刻されている。文中の引用は、'To Thomas Walpole, from M. Van Neck, London 17 Feb, 1748 [9]'.
- 74) CUL MS. Add. 8708., 'To Thomas Walpole, from M. Van Neck, London 7 March, 1749'.
- 75) 前註で挙げたもののほかには、MS. Add. 8708., 'To Thomas Walpole, from M. Van Neck, London 11 April, 1749'.
- 76) Wolterton Archives, Box 70 L, 18/ 9 /1, 'Household and personal accounts kept by Elizabeth Van Neck, 1750 – 1759'.
- 77) *The Gentleman's Magazine*, 1751, vol. XXI, p. 573.
- 78) Moens, *The Marriage, Baptismal, and Burial Registers*, p. 215.
- 79) レスター伯とコーク卿がこのマナの売却主である。Suffolk Record Office, Ipswich Branch, HB 26/ 412/ 1758.

- 80) *The Gentleman's Magazine*, 1777, vol. XLVII, p. 412.
- 81) Wilson, 'Anglo-Dutch Establishment in Eighteenth Century', p. 18.
- 82) Wilson, 'Anglo-Dutch Establishment in Eighteenth Century', p. 17, Figure 2.
- 83) ホーラティオ・ウォルポールは、フランスをはじめとする大陸諸国との外交交渉の過程を、ニューカスル公爵らイギリス政府要人のみならず、ファン・ネック家にも詳細に知らせている。Wolterton Archives, Box 45 L, 17/1/38, 'Horatio Walpole's papers comprising letters, drafts and memoranda re. Anglo-French negotiations. Correspondents include the Duke of Newcastle, Joshua Van Neck and Thomas Walpole. 1755-1756 and n. d.'
- 84) BL. Add. MSS., 32860, ff. 155, 165, 326.
- 85) Price, *France and Chesapeake*, vol. I, p. 577.
- 86) (図1) は、抽稿「一八世紀のロンドン・シティとイギリス政府公債」, 12頁, (図1) をその後発見した史料によって補足・修正したもの。
- 87) 抽稿「一八世紀のロンドン・シティとイギリス政府公債」, 10頁, (表2)。
- 88) TNA, T 1 / 363/ 45; T 1 / 375/ 139; T 1 / 384/ 72-83; T 1 / 385/ 4 ; T 1 / 385/ 68, 70, 78-79; T 1 / 386/ 49.
- 89) 'To Hertford, Sunday 5 May 1765', in Lewis, W. S., Troide, L. E., Martz, E. M., and Smith, R. A. (eds.), *Horace Walpole's Correspondence with Henry Seymour Conway, Lady Ailesbury, Lord and Lady Hertford, Lord Beauchamp and Henrietta Seymour Conway*, (Yale University Press, 1974), pp. 545-546; Crouzet, F., 'The Huguenots and the English Financial Revolution', p. 254; Wilson, *Anglo-Dutch Finance and Commerce*, p. 161.
- 90) 七年戦争期の政府契約については、史料が豊富に存在するにもかかわらず、包括的な研究はいまだに現れていない。利権とパトロネジを中心に扱った研究としては、サー・ルイス・ネイミアの著名な研究がある。Namier, L. B., *The structure of politics at the accession of George III*, (2nd ed.), (Macmillan, 1957), pp. 45-52. トマス・ウォルポールが関与した政府契約については、以下の史料が示している。TNA, T 1 / 399/ 11; T 1 / 367/ 95; T 1 / 370/ 76; T 1 / 372/ 78; T 1 / 374/ 19; T 1 / 377/ 71; T 1 / 380/ 74; T 1 / 430/ 79. これらはすべて、ジブラルタルやケベックへの軍需物資の輸送・調達や、資金の現送にかかわる記録から構成されている。
- 91) BL. Add. MSS. 32861 f. 118; 32862 ff. 364-365.
- 92) Namier, and Brooke, *History of Parliament*, vol. III, p. 321.
- 93) ファン・ネック商会の経営については、帳簿類が完全に散逸しているため、その実態は不明である。管見のかぎり、1765年に起きたファン・ネック商会の手形偽造事件の裁判におけるヨシュア・ファン・ネック、トマス・ウォルポール、ジョサイア・オリヴィエ、そして同商会のその他の従業員らの証言が、同商会の経営の一端を伺わせる唯一の記述である。この事件はロンドンとオランダを舞台にしており、ファン・ネック商会の商業・金融活動の特質をたくみに利用した事件であるが、これまでの研究ではこの史料が参照されたことはないとおもわれる。(Gurney, Joseph), *The trial of John Vestenburg. : for forging a draught for 4500.1 upon the Governor and Company of the Bank of England, in the name of Sir Joshua Van Neck and Company. . . on Tuesday the 5th day of May, 1772. . . Taken verbatim in short-hand by Joseph Gurney. . .* 1772.
- 94) 'To Mann, Friday 20 June 1760' Lewis, W. S., Smith, T. H. and Lam, G. L. (eds.), *Horace Walpole's Correspondence with Sir Horace Mann*, (Yale University Press, 1960), p. 416.

18世紀ロンドン貿易商の家族史(坂本)

- 95) *The Gentleman's Magazine*, 1777, vol. XLVII, p. 412.
- 96) TNA, PROB 11/ 1029.
- 97) Moens, *The Marriage, Baptismal, and Burial Registers*, p. 188.
- 98) Colley, L., *Britons: Forging the Nation 1707-1837*, (Yale University, 1992) [川北稔監訳『イギリス国民の誕生』(名古屋大学出版会, 2001年)]。
- 99) Marchand, J. (ed.), *A Frenchman in England 1784*, (Cambridge University Press, 1933), pp. 185 - 190.
- 100) Aoki, Y., 'To be a member of the leading gentry: the Suffolk voluntary subscriptions of 1782', *Historical Research*, vol. 76., no. 191, (2003), pp. 84, 91. 青木康「有力ジェントリの条件: 十八世紀末イギリス・サフォーク州の一事例」『史苑』第60巻1号, 1999年, 138 - 151頁。
- 101) Suffolk Record Office, Bury St Edmunds Branch, 586/ 34.
- 102) TNA, PROB 11/ 999.
- 103) *The Gentleman's Magazine*, 1791, vol. LI, p. 585.
- 104) Judd, G. P., *Members of Parliament 1734-1832*, (Yale University Press, 1955), p. 363.
- 105) Bateman, J., *Great Landowners of Great Britain and Ireland*, 4th ed. (London, 1883), p. 233. 一八世紀末にはすでに、サフォークのなかでも五本の指に入る規模の庭園を誇っていた。たとえば、ジェレミー・ブラック(金原由紀子訳)『地図で見るイギリスの歴史』(原書房, 2003年), 302頁。
- 106) ヴァネック家からはその後、多数の軍人とオーストラリア総督が出ている。また、カナダからアメリカ合衆国に渡った子孫も多い。*Burke's genealogical and heraldic history of the peerage; baronetage & knightage*, 102nd ed., (London: Burke's Peerage Ltd., 1959), pp. 1188 - 1189.